

文部省史料館における 公文書館的機能拡充構想関係文書

大友 一雄 ・ 筒井 弥生

【要 旨】

文部省史料館および国文学研究資料館史料館のインスティテューショナル・アーカイブズである「史料館レコーズ」は、作成後30年を経過した文書から現国文学研究資料館閲覧室で公開されている。この資料群のなかに、いくつかの省庁や府県の文書管理規程が書簡とともに一群をなして存在する。なぜ、これらの資料が残されたのか。原議書綴や関連の文書から、欧米の文書館も参考に、国のアーカイブズであることを意識して、活動していた史料館の姿が浮かび上がってきた。本稿では、史料館草創期に学術資料保存の強い熱意から公文書館的機能の拡充を文部大臣に提案した史料館評議会の関係文書や、評議会の母体となった学術資料分科審議会の議事録などから、文部省史料館の公文書館的機能拡充構想についての文書を中心に紹介する。また、機能拡充構想と密接に関連する、官庁と都道府県に対する公文書の整理保存状況の調査関係書類から作成した一覧表もあわせて紹介する。なお、文部省史料館の正式発足は昭和26年5月のことであり、すでに60年を経たことになる。ひとつの節目と考え、学術的に重要と判断される史料を紹介することにした。

【目 次】

はじめに

1. 史料解題
2. 史料紹介

はじめに

史料館には、その設立当初から、官公庁文書の保存の重要性を認識し、いずれは史料館を公文書史料の保存機関としても機能させたい、という考え方があったという¹⁾。本稿では、文部省大学学術局学術課史料館の草創期の活動のうち、公文書館機能拡充構想に関わる諸動向に関する史料を、当時の関係者の取り組みや、文化政策の動向などに留意しながら紹介するものである。紹介史料は文部省史料館、国文学研究資料館史料館のインスティテューショナル・アーカイブズである「史料館レコーズ」²⁾を構成する記録群の一部である。

1) 国文学研究資料館史料館「史料館の歩み四十年」(1991年)、9頁。

2) 「史料館レコーズ」については、高橋実「旧史料館レコーズの整理と公開について」(人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ系【アーカイブズ・ニュースレター】No. 8、2008年3月)に紹介がある。「史料館レコーズ」の構成はA：①史料館の一般事務関係 (A1-1～733)、②閲覧関係 (A2-1～159)、③研修関係 (A3-1～273)、④科研関係 (A4-1～148)、B：史料目録 (B1～810)、C：稿本三井家資料 (C1～65)となっている。

1. 史料解題

昭和24年3月、散逸する記録史料の保存・利用のための史料館設置請願³⁾は国会において採択、昭和24年11月に史料館の開館式が文部大臣などを迎えて行なわれ、昭和26年5月、省令による史料館規程が公布・施行され、名実ともに正式発足となった。設置を担当した文部省は、請願採択後、史料館の具体的な機能、役割について検討を進めたが、後掲の略年表に示したように、当該期は日本学術会議の設置(昭和24年1月)、文部省設置法(昭和24年5月)、文化財保護法⁴⁾(昭和25年5月)の成立など、学術文化に関する諸制度の整備が急速に進んだ時期であり、学術史料の保存利用を、戦後の学術文化制度のなかで如何に位置づけるのか、その判断が問われていた。とくに記録史料の保存対策とその利用についての制度設計が大きな課題であった。国会請願によって設置を求めた史料館が担うべき機能とはなにか、学術史料の位置付けにも関わる問題と認識され、その具体的な機能と法制面での整備が必要であった。それは、まさに戦後の新たな学術文化の法体系整備のなかで捉えるべきものと考えられたのである。

注目されるのは、史料館設置請願の国会採択や戦後の民主化の動向とも相俟って、日本における学術文化の仕組みそのものに関わる問題として史料保存が議論された点である。そのため、史料館の発足もいわば運動の始まりであり、請願に示された散逸する「家や団体の記録」を守り、科学的研究に供しうる保存公開体制をより良く実現するために、組織機能の拡充整備に努めることが当初から考えられていた。

ここでは史料館に期待された機能のひとつに公文書の収集保存があり、その導入のためになされた具体的な取り組みに注目したい。戦後草創期における、国レベルでの公文書を含むアーカイブズ制度の実現に向けた取り組みについてはこれまであまり紹介されていない。戦後、学術文化や人々の権利に関する法整備が進むなかで、アーカイブズ制度がどのように理解されたのか、その追究は重要な課題である。また、戦後の史料保存問題を考える上でも極めて重要と判断してここに紹介するものである。

史料の採録では、①公文書の保存がどのような討議のなかで具体化したものか、昭和24年11月に発足する学術資料分科審議会での審議に関する記録と、②公文書の収集保存を実現するための具体的な取り組みとその結果報告に関する記録、③その後、昭和34年10月、日本学術会議総会で「公文書の散逸防止に関する勧告」⁵⁾を決議するに至る経緯に関する記録類を重点的に取り上げた。なお、今回の史料紹介はあくまで「公文書」の保存に関するものを主としており、史料館の機能・活動の全体を示すものではない。あらかじめ了解願いたい。

また、当該期の史料館の沿革、動向については、『史料館の歩み四十年』等⁶⁾が参考となる。

3) 国会に提出され、採択された請願書の原本は、内閣総理大臣を経て、主管となる文部省に回付され、「昭和二十六年度原議書綴 No1」【A1-389】に合綴されている。

4) 文化財保護法については、文化財保護委員会『文化財保護の歩み』(1960年)、文化庁『文化財保護法五十年史』(ぎょうせい、2001年)等を参照。

5) 昭和34年11月28日日本学術会議会長兼重寛九郎、内閣総理大臣岸信介に「公文書散逸防止について」勧告<<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/04-62-k.pdf>> (2012年10月6日最終閲覧)。

6) 国文学研究資料館史料館『史料館の歩み四十年』(1991年)。明治から戦後初期の記録史料管理の沿革については青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」(安藤正人・青山英幸『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年)等を参照した。このほか、国文学研究資料館史料館『史料館の歩み50年』(2001年)、国文学研究資料館『国文学研究資料館の20年』(1992年)、1950年～55年の文部省『文部時報』も参照。

同書なども利用し、紹介史料に関わる主なできごとを示すならば、以下の通りである。

- 昭和22年春 文部省、人文科学委員会第二部史学の委員⁷⁾に資料保存について意見聴取
 昭和22年8月 文部省科学教育局人文科学研究課、史料保存協議会を開催
 昭和22年11月 学術史料調査委員会⁸⁾設置を決定（東洋文庫に事務局）
 昭和23年10月 史料館設置準備協議会開催
 昭和24年1月 日本学術会議設置
 昭和24年3月 第五回特別国会に野村兼太郎ら96名の学者が国立史料館設置に関する請願
 昭和24年4月 「欧米及東洋諸国の古文書館（史料館）の実情についての懇談会」⁹⁾（座談会）
 開催
 昭和24年5月 文部省設置法成立、史料館設置準備は大学学術局学術課が担当¹⁰⁾
 昭和24年10月 「史料館」用施設として、国が三井文庫の建物¹¹⁾を購入
 昭和24年11月 学術資料分科審議会委員予定者を招集し、学術史料についての打合せ会（第
 1回）開催
 昭和24年11月 史料館の開館式¹²⁾、第1回近世史料展示会開催
 昭和25年1月 学術資料分科審議会（第2回学術史料についての打合せ会）開催
 昭和25年4月 図書館法制定
 昭和25年5月 文化財保護法成立
 昭和25年10月 日本学術会議「学術資料（学術文献を除く）の保存と活用について」答申¹³⁾

-
- 7) 人文科学委員会第二部史学の委員は、岩村忍、井上智勇、今井登志喜、池内宏、林健太郎、宝月圭吾、大久保利謙、辻善之助、村岡哲、梅原末治、山本達郎、藤直幹、坂本太郎、宮崎市定、川野開三郎（岡野澄「戦後学術行政回顧録（第1回）」『学術月報』47巻10号、1994年10月）。
- 8) 学術史料調査委員会名簿には、小野武夫、渡辺世祐、野村兼太郎、古島敏雄、所三男、宝月圭吾、伊木壽一、鳥羽正雄、森末義彰、辻善之助、岩井大慧の名が肩書・住所とともにあげられる（「昭和二十六年原議書綴No.1」【A1-389】に合綴の資料）。
- 9) 【文部省人事関係・史料調査関係等綴】【A1-598】には、「欧米及東洋諸国の古文書館（史料館）の実情についての懇談会開催について」という文部省科学教育局長名の昭和24年3月29日付の文書がある。「文部省では近世及び明治時代の史料の蒐集及び保存について、その対策を研究中であります。その一つとして国立史料館設置の必要性が痛感されております。については 諸外国の古文書館及び史料保存の状況等参考となるべきお話を拝聴いたしたく…」とあり、お話を願う方々として上原専禄（ドイツ）、野村兼太郎（英国）、石田幹之助（中国、当日欠席）、岩生成一（オランダ）、岩村忍（米国）の名が挙がっている。実際の懇談会ではさらに黒田乙吉（ソ連）、榎一雄（中国）、田川孝三（朝鮮）が加わった。この懇談会記録は「史料館に関する座談会」【A1-408】にあり、人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系プロジェクト研究「アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究」（代表大友一雄）編『研究成果報告 アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究』（人間文化研究機構国文学研究資料館、2010年）に紹介した。アーカイブズの訳語として、古文書館（史料館）を用いたことも明らかである。あわせて参照されたい。
- 10) 文部省設置法第九条（大学学術局の事務）第十六項「史料の収集、保存、及び利用に関する事務を処理すること。」衆議院制定法律<http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00519490531146.htm>（2012年10月6日最終閲覧）。
- 11) 東京都品川区豊町、立川移転前の国文学研究資料館所在地にあった。土地は昭和26年1月に国が購入。
- 12) 『史料館の歩み四十年』の口絵および「アルバム」【A1-602】参照。
- 13) 日本学術会議ホームページ「学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について」昭和25年4月18日内閣総理大臣諮問、昭和25年10月23日答申<<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-shimon16.pdf>>（2012年10月6日最終閲覧）。

- 昭和26年5月 文部省令「史料館規程」公布施行、史料館正式開館
昭和26年7月 第1回史料館評議会開催
昭和26年12月 博物館法制定
昭和29年2月 各省庁宛、公文書の整理保存の方法に関する規定等の資料を史料館長名で寄贈依頼
昭和30年7月 史料館評議会、史料館のあり方について協議し、小委員会を設置
昭和31年1月 都道府県宛、公文書の整理保存の方法に関する規程等の資料の寄贈等を依頼
昭和31年5月 文部大臣に対し、史料館評議会が「史料館のあり方について」報告
昭和34年6月 日本学術会議第48委員会に委員長が「公文書の散逸防止に関する建議」を提出

以下、紹介する史料について解説する。

史料1 「史料保存協議会開催について」（「昭和二十六年度原議書綴No.1」【A1-389】に合綴）

史料散逸を危惧する有識者からの要請を受けて文部省科学教育局人文科学研究課長名（犬丸秀雄¹⁴⁾）で出された史料保存についての協議会の案内。案内先は辻善之助、野村兼太郎、小野武夫、後藤守一、岩井大慧、渋沢敬三¹⁵⁾、上原専禄である。昭和22年8月15日の午前中に文部省人文科学研究課長室で開催された。この会議で、散逸のおそれのある史料を購入などによって集める方針を決定し、その後の取り組みが開始された。戦後史料保存活動のひとつの画期をなす会議である。本会議は同年11月（辻善之助、野村兼太郎、小野武夫、後藤守一、岩井大慧）、翌23年6月（渡辺、野村、宝月、森末、所、鳥羽、伊木）にも開催された¹⁶⁾。なお、史料において渋沢敬三が同道を求められている宮本は宮本常一のことであろう。

史料2 「史料館の設置について」（「昭和二十六年度原議書綴No.1」【A1-389】に合綴）

昭和22年に文部省が作成したと見られる、史料館設置準備委員会設置に向けた文書。同じ簿冊に史料館設置準備委員会の主旨、構成、予算案もある。本史料には「各官庁の文書類その他で学術的価値あるものもいたづらに放置しておけば散逸する恐があるから、これらもその対象としなければならない」とあり、官庁文書も含むものとするのが構想されていた。民間の学術資料は当面の対象と捉えることも示される。

史料館設置準備委員会委員には、大学教員をはじめ、旧制高校、師範学校、史料編纂所、日本評論社、国立博物館、美術研究所所属者、さらに幹事として、文部省事務官のほかに関、外務省、司法省、厚生省、法制局、宮内省の事務官に参加を要請する予定であった¹⁷⁾。

14) 犬丸秀雄については国立国会図書館憲政資料室「犬丸秀雄関係文書」、「犬丸秀雄教授略歴及び研究業績」（『防衛大学校紀要人文・社会科学編』19号、1969年9月）等を参照。

15) 渋沢敬三は史料館の設立に尽力した（国文学研究資料館史料館編『史料館収蔵史料総覧』名著出版、1996年、5頁）。昭和21年5月に公職追放、昭和26年8月に公職追放を解除される（渋沢敬三先生景仰録編集委員会編『渋沢敬三先生景仰録』東洋大学、1965年、395-396頁）。昭和27年から史料館評議員。渋沢敬三と史料館については、中田易直「史料館の発足に当たって」（『史料館の歩み四十年』）、宇野脩平「思い出」（『渋沢敬三先生景仰録』）、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所『中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要 全100資料群の概要と収集・整理の経過』（水産総合研究センター中央水産研究所、2006年）などを参照。

16) 「昭和二十六年度原議書綴No.1」【A1-389】に合綴の資料による。

17) 註(16)と同様。

設置準備委員会は予算が措置されず設置されなかった（『史料館の歩み四十年』4頁）。

史料3「学術資料分科審議会記録簿」【A1-490】

文部省設置法をもとに、昭和24年7月、学術奨励審議会令¹⁸⁾によって学術奨励審議会が設置され、8つの分科会が置かれた。そのうちの 하나가、学術資料の調査、蒐集、保存及び活用に関する事項を調査審議し、必要と認める事項を建議する学術資料分科審議会であり、同会には二つの部会が置かれ、第一部会¹⁹⁾が自然資料を対象とし、第二部会が人文科学資料を対象とした。第二部会はとくに歴史資料を対象としたので、歴史部会とも呼ばれた。史料3「学術資料分科審議会記録簿」【A1-490】は、第二部会の記録簿である。第二部会は、人文科学に関する一切の資料を対象とし、当時、課題となっていた古文書・記録類が中心となったため、史料館の運営と密接に関わった。本記録は昭和24年11月12日から昭和26年12月1日までの8回の会合の議事録及び、史料館の最初の評議会と専門員会の開催記録からなる。なお、会議開催の原議書は〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に見られる。本記録簿の作成は、文部省の担当官と考えられるが、記録簿が史料館において収蔵されてきた理由は、以上のような本会の性格に由来する。同記録簿に史料館の最初の評議会と専門員会の開催記録が見られるのも、第二部会が関係したことによる。委員²⁰⁾は古島敏雄、羽原又吉、岩井大慧、岩生成一、野村兼太郎、辻善之助、上原専祿、渡辺世祐、堀江保蔵、丸山二郎、専門委員は、所三男、和歌森太郎、山口栄蔵、宝月圭吾、鳥羽正雄、中田易直、杉原莊介、永島龍之介であった。以下、会議ごとに内容を紹介する。

◆ 昭和24年11月12日 学術史料打合せ会 於) 史料館 (三井文庫)

文化財保護法案に、史料館関係の法規を盛り込むかどうかの協議を行う。文化財保護法案は、昭和24年1月26日の法隆寺金堂の火災を契機に、有形文化財、無形文化財、埋蔵文化財、史蹟、名勝、天然記念物等も一括した重要文化財の統一的保護法として制定²¹⁾が急がれていた。史料館関係の法規の位置付けについては様々な可能性が存在したが、保護法中に調査・研究の条項を加え原案の全面改訂を前提に盛り込むようにと、国会に報告することにした。なお、文化財保護法は、それまでの国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を廃し、昭和25年5月30日議員立法で成立した。

18) 学術奨励審議会令については国立公文書館デジタル・アーカイブ「第3次吉田内閣次官会議書類綴(その8)昭和24年6月中」(本館4E-036-00・平14内閣00074100)及び『官報』1949年7月5日(国立国会図書館デジタル化資料)による。

19) 「昭和二十六年原議書綴No.2」【A1-390】に「学術資料の整備保全等に関する打合せ記録」として第一部会の会議録が合綴されている。

20) 〔昭和二十四年度原議書綴〕【A1-1】に合綴の資料による。昭和24年8月12日起案文書で出席願を送ったのは、古島敏雄、羽原又吉、岩井大慧、岩生成一、野村兼太郎、辻善之助、上原専祿、渡辺世祐、和辻哲郎、堀江保蔵、丸山二郎で、和辻は辞退した。

21) 文化財保護法の昭和24年11月10日及び昭和25年1月の法案、国宝保存法等審議用資料も「昭和二十六年原議書綴No.2」【A1-390】に綴じられている。なお、国会での審議過程については、国立国会図書館の日本法令索引、岸田実「文化財保護法の構想と要点」(『文部時報』874号、1950年7月)、境野飛鳥「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」(『日本歴史』736号、2009年9月)等を参照。

◆ 昭和25年 1月28日 (学術史料打合せ) 於) 大学学術局長室

史料館の今後の方針、今後の史料の収集・整理などを議題とし〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】、史料蒐集状況、三井文庫の買収、法制、史料蒐集の範囲、買上げ価格、史料館の性格、学術資料保護に関する法的措置、「国際古文書会議」(ICA) などについて報告、審議があった。文化財保護法案からの史料館関係法規を除外した理由も説明された。重要文化財と学術資料を一緒にすることの弊害を強く意識したものであり、学術資料保存法案を別個に作ろうとする自然科学分野の動きもあり、主体的な判断であったことを確認できる。実際に試作された学術資料保存法案を史料5として示した。なお、紹介史料では、「学術資料」「学術史料」が混在する。解題は基本的に史料での表記に従った。

なお、当日の配布資料と見られる「昭和24年度学術史料収集表」「学術資料分類(案)」「(日本学術会議学術資料委員会案)」が〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴される。

◆ 昭和25年 2月17日 学術史料分科審議会第二部会 打合せ会 於) 文科省大学学術局長室

学術史料収集の方針について、学術史料保存の法規的な整備の問題などから審議する。学術史料保存法の立案については、文化財保護法案(昭和25年5月30日成立)へ含めることも考えられていたが、活動上制約が多くなる恐れがあり、現在は立ち消え状態にあることが荻野博事務官²²⁾から報告された。文化財保護法案との関連について、参加者の野村からは、学術会議では文化財保護法に学術資料を加えることで決議し、立法府に回付したこと、春には学術資料委員会が別に発足するとの発言があった。学術会議との齟齬は急速な展開の結果と考えられる。

本会議では、枠組みを変えて学術資料保存のための法整備も念頭に収集方針について検討された。荻野事務官から、官庁記録を史料として保存整備する案が土屋喬雄から提案され、通産省で着手されていることが紹介された。フランスの記録移管制度が紹介され、関連して日本の国会図書館の役割などの確認希望も出された。保存対象は官庁記録も含むことを前提として、散佚防止の措置が検討されたようである。なお、本会議での議事要旨が「昭和24年度原議書綴」【A1-1】に合綴される。これを史料4として示した。

◆ 昭和25年 3月3日 学術史料打合せ 於) 文部省大学学術局局長室

本会では「学術資料保護に関する法的措置について」審議があった。とくに税制面での優遇や整理目録作成などで継続的に補助金が必要となること、博物館法・図書館法と類するものとして「史料館法」を構想することなどの意見が出された。ここでの「史料館法」は普遍的な「文書館法」的なものをイメージしているようである。自由な討議がなされ、史料編纂所と国会図書館との統合が必要とする指摘や、史料保存には人材養成が必要であり、史料館に養成部門をつくるべきとする意見もあった。また、文部省側からは、24年度の蒐集実績の報告と25年度の事業計画の説明があった。

◆ 昭和25年 5月15日 学術史料打合せ 於) 文部省大学学術局局長室

収集史料の経過報告、収集史料整理の進行状況、史料館の今後の方針、26年度の予算計画などについて審議する。三井文庫所蔵図書海外流出についての報告があり、流

22) 荻野博は、「国立史料館の構想案」(『史料館の歩み四十年』参考資料3、140頁)を作成したとされ、「学術史料の収集と保存」(『文部時報』870号、1950年3月)を著す。

出²³⁾に反対する決議がなされた。また、科学研究費事業の近世庶民史料調査委員会の事業を史料館の事業に移すことについて意見があった。

- ◆ 昭和25年11月20日 学術史料打合せ会（於）文部省大学学術局局長室
収集状況・三井文庫蔵書の海外譲渡などの経過報告、予算内示報告ののち、史料館の運営要項について検討。野村兼太郎が委員長となった。なお、出席者の発言内容は、これ以降議事録には記されない。
- ◆ 昭和25年12月15日 学術史料打合せ会（於）文部省大学学術局局長室
「史料館における史料の収集、整理、保存及び利用に関する事務処理規程案」「価格評価委員会規程案」「史料購入価格基準案」などについて検討された。
- ◆ 昭和26年2月1日 学術史料に関する打合せ会（於）文部省大学学術局局長室
「史料館における史料の収集、整理、保存及び利用に関する事務処理規程案」「価格評価委員会規程案」について引き続き検討し、史料館の運営に関する諸規程を作成した。
- ◆ 昭和26年7月28日 評議会（於）大阪銀行虎ノ門支店
正式発足した史料館の史料館規程で定められた最初の評議員会の開催記録。会議では来年度予算要求の説明、本年度事業計画、「史料館規程」「史料購入価格評価委員会規程」の説明があった。学術資料分科第二部会の記録に評議員会、専門員会の記録が掲載されている理由については、史料6を参照されたい。なお、〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】の原議書は開催日を7月27日とする²⁴⁾。
- ◆ 昭和26年12月1日 専門員会（於）第一会議室
専門員会の開催記録であり、会議においては予算要求の説明、収集状況及び収集方針、史料の整理及び保存などの報告、審議がなされた。

史料4「学術資料分科審議会第二部（歴史部会）会議要旨」（〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴）

史料3に見える学術資料分科審議会第二部会（歴史部会）の昭和25年2月17日開催の第三回学術資料打ち合わせの議事録。官庁記録について散佚防止の適切な措置を講ずる必要があるとの議論が見られる。

史料5「学術資料保存法案」（〔昭和二十六年原議書綴 Na1〕【A1-389】に合綴）

学術資料保存法案（タイプ版）。史料3「学術資料分科審議会記録簿」昭和25年1月28日学術史料打合せ会で審議される。文化財保護法案に学術資料保護に関する法規を盛り込まないとの判断から、別個に立案されたもの。作成時期は未詳であるが昭和25年1月頃と考えられる。実際には別の形で検討されることになり、実現には至らなかった。

史料6「史料館評議員の依嘱について」（〔昭和26年度原議書綴〕【A1-3】に合綴）

昭和26年5月30日、省令によって史料館規程が公布、同日施行となった。本史料は正式に発足した史料館の評議員への依嘱に関する書簡案。案1は、それまでの学術資料分科会第二

23) 旧三井文庫の和本コレクションの多くはカリフォルニア州立大学バークレー校東アジア図書館に収蔵された。財団法人三井文庫『三井文庫—沿革と利用の手引—』（1988年）、「中田易直先生談「戦後の三井文庫と文部省史料館について」」（『三井論叢』35号、2001年）などを参照。

24) 『史料館の歩み四十年』年表も第一回評議会の開催は昭和26年7月27日とする。

部会委員宛の依頼状。案2は新規の場合の依頼状。学術資料分科会第二部会委員は、ほぼ評議員となった。

史料7「大臣あいさつ」(文部大臣高瀬莊太郎)〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴)

史料8「局長あいさつ」(文部省大学学術局局長剣木亨弘)〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴)

史料7・8は、昭和24年11月19日、史料館の開館式での文部大臣、大学学術局局長のあいさつ。史料館への期待、将来像の一端が示される。文部大臣は欧米諸国の古文書館に劣らない大規模な国立の史料館の建設を念願、局長は独立した機関としての設置をめざし、分館を各地に設けたいと述べた。なお、史料館設置の省令公布・施行は既述の通り昭和26年5月30日であるが、実質的には1年半前に開館した。

史料9「史料館の運営事項」(「運営要項収集の対象内容」【A1-402】)

「史料館の運営事項」は昭和25年11月20日に決定した。学術資料分科審議会第二部会で審議され、修正が加えられたことが、史料3および【A1-1】の原議書によって確認できる。なお、本史料は「昭和27年度概算要求書説明資料」【A1-88】にも含まれる。

史料10「資料の寄贈方依頼について」(「昭和二十九年度原議書綴」【A1-6】に合綴)

本史料は、総理府大臣官房総務課長ほか34の省庁の文書管理担当者宛てに、公文書の整理保存の方法に関する規定等の寄贈を文部省史料館長(学術課長が兼務)名で依頼したもの。後述の如くこれらは史料館の公文書館機能の拡充に懸り実施されたものと考えられる。依頼により20の省庁から返答があり、14の省庁から規程類が送付されてきた。【A1-416】〔最高裁判所文書進達要領(昭和25年11月20日)・下級裁判所司法行政文書取扱要領(昭和27年3月25日)〕から【A1-433】〔通商産業省文書関係規程集送付の件〕がほぼ受領物に該当する。回答については、後掲表1にまとめた。

史料11「官庁文書の保存期限および保存場所について」

(「昭和二十九年度原議書綴」【A1-6】に合綴)

史料10の依頼の結果、入手した資料から官庁文書の保存期限および保存場所についてまとめ、その結果を供閲に付すための起案書。昭和29年7月23日起案。当時の省庁の公文書の保存期限とその種別について一覧できる。なお、一覧を作成した史料館の槐礼一郎事務官²⁵⁾は、「オランダの古文書館について」(「昭和三十年度原議書綴」【A1-7】)と題する文書も作成し、同様に供閲に付している。「将来の史料館のためにも参考に資する」との理由でまとめたものであり、欧米の文書館が公文書・準公文書を受け入れていることなどに注目する。

史料12「資料の寄贈等について」(「昭和三十年度原議書綴」【A1-7】に合綴)

昭和31年1月、文部省史料館長から都道府県に対する、公文書の整理保存の方法に関する規程等の寄贈、及び都道府県庁が保存する旧幕藩時代・明治時代の文書の数量・内容に関する報告を依頼する文書。この依頼に対する回答文書と寄贈資料は、「茨城県処務規程送付の件及び旧幕藩時代・明治時代に属する保存文書について回答」【A1-434】など、【A1-434】から【A1-468】までのものが該当する。調査結果は、「地方庁における公文書の保存期間」【A1-

25) 槐(えんじゅ)礼一郎は「史料館とその事業」(『学校事務』4巻11号、1953年11月)や「文部省史料館」(『博物館研究』復刊1巻3号、1954年4月)を執筆。昭和42年1月、名古屋大学附属図書館に異動(「東海地区大学図書館協議会と私」『東海地区大学図書館協議会誌』25号、1980年4月)。

487]と「地方庁における旧幕藩時代および明治時代に属する文書の数量及び内容」【A1-488】に集約される。それらを表4にまとめ示した。

昭和30年7月21日の評議会は、史料館を公文書館的性格をあわせもつ機関とするための準備に関わる小委員会を設けており、この調査は同委員会が実施した中央および地方各官庁の公文書管理の現状調査のうち、地方官庁についてまとめたものと考えられる（史料16参照）。単に規程等の寄贈依頼だけでなく、旧幕藩時代・明治時代の文書の保存状況について報告を求めた点も興味深い。

史料13「史料館のあり方」についての報告」（「昭和三十年原議書綴」【A1-7】に合綴）

昭和31年3月22日起案。昭和30年7月21日開催の史料館評議会は、史料館のあり方を協議し、公文書館的性格をあわせもつ機関として発展をはかることとして、小委員会を設けた。本史料はその小委員会会長の野村兼太郎から野村兼太郎史料館評議会議長宛の報告。この報告に先立ち小委員会は公文書の保存状況について史料12などの調査を実施した。このときの評議員は、野村兼太郎、石井良助、岩井大慧、岩生成一、羽原又吉、辻善之助、渡辺世祐、丸山二郎、古島敏雄、坂本太郎、森末義彰、荻野三七彦、大久保利謙、洪沢敬三、上原専祿、小委員会委員は委員長が野村兼太郎、委員が石井良助、渡辺世祐、藤井甚太郎、大久保利謙、坂本太郎、古島敏雄であった（史料16参照）。

第一回の評議会の記録は、史料3「学術資料分科審議会記録簿」【A1-490】にあるが、それ以後、昭和31年までの間に開催された評議会の記録²⁶⁾はわずかしか見い出せない。評議員の依頼や再任の文書、専門員会開催についての記録は各年度原議書綴にある。

史料14「史料館のあり方」についての報告」（「昭和三十一年度原議書綴」【A1-8】に合綴）

本史料は、昭和31年5月、史料館評議会議長の野村兼太郎から文部大臣宛の報告。史料館のあり方を、国立公文書館的性格をあわせもつ機関とし、官公庁の公文書を保存することについて提言する。この原議書の備考欄には史料13同様の説明に加えて、「本年4月13日開催の史料館評議会においては、この報告にもとずき、評議員一同検討した結果全員異議なく、よって別紙のとおりさらに評議会議長より文部大臣あて報告することになったものである」とある。わら半紙の謄写版刷が「史料館の在り方に付き文部大臣宛史料館評議会議長報告」【A1-496】にある。

史料15「史料館評議会議事録について」（「史料館評議会専門員会開催関係書類」【A1-499】に合綴）

本史料は、昭和32年7月25日開催の評議員会の議事録の一部である。史料館のあり方についての報告、すなわち史料館に公文書館的機能をあわせもたせるべき、とする先の報告に対して、現状では困難とする説明が学術課長岡野澄氏からなされた。岡野氏は史料館長を兼務する立場であった。文部省の回答に対し、野村兼太郎、森末義彰評議員らから、活発な意見が出された。“一応史料館とは関係なく”野村兼太郎を中心に、公文書保管を積極的に考えて行く準備員会を設け、来年春の学術会議総会に提出することで意見の一致を見た。なお、準備員会は日本歴史学協会国立文書館（仮称）設立準備特別委員会となり、日本学術会議の臨時委員会・第48委員会が担当することになった。

26) 昭和32年度からは昭和38年度分は、「昭和32年度史料館評議会綴」【A1-498】、「史料館評議会・専門員会開催関係書類」【A1-499】、「昭和33年度史料館評議会綴」【A1-500】にある。

史料16「文書館 経過」(「国立文書館と自然史科学研究センターの設立」【A1-551】に合綴)

国立文書館構想についての一連の経過がわかる手書き文書及び国立文書館建設の要望書(別紙1)、国立文書館設立の要望について(別紙2)、第48委員会委員名簿(別紙3)、公文書散逸防止に関する建議案(別紙4)からなる。

手書き文書の「経過」には、史料館の収集資料の半数を公文書が占めていること、史料に公文書を加えることで研究に資すること、中央各官庁の廃棄文書を調査し保存公開利用の体制を整えることを理由に、史料館を公文書館的性格をあわせもつ機関として発展をはかるための小委員会を設置したことが明記される。その上で、史料12にあるように、公文書の保存管理の現状を調査し、史料14の通り文部大臣への報告を行ったことを記す。また、その後の経過を年表とともにまとめる。

本史料が作成された昭和34年は、民族学資料受入れが論議され、他方で国際文書館会議(ICA)から勧誘の連絡があった年である。この簿冊には、その両方の資料が、「自然史科学研究センター(仮称)の設立に就いて」(昭和34年7月1日大学学術局)とともに綴じられている。

別紙1は昭和33年9月に日本歴史学協会国立文書館(仮称)設立準備特別委員会から日本学術会議第一部長に宛てた「国立文書館建設の要望書」である。国立文書館を文書所蔵と研究のための機関とし、具体的な文書館像を提示する。日本歴史学協会国立文書館(仮称)設立準備特別委員会の委員は、豊田武、安藤良雄、石井孝、石井良助、岩生成一、岡養武、大久保利謙、貝塚茂樹、小西四郎、田山茂、遠山茂樹、仁井田隆、野村兼太郎、林茂、福地重孝、松島栄一、山本達郎、和歌森太郎である。

要望書では、戦前の日本史研究の反省や日本近代史研究が社会科学・自然科学の発展の上でも重要であることなどを説き、その学問のための資料が散逸する状況にあることを指摘する。とくに官庁関係史料は、保存年限が来ると廃棄されること、保存年限の設定が官庁事務の必要上からであって、社会科学ないし歴史的史料価値の判断からではないこと、地方においても整理、保管が行き届かず、郡関係史料が郡制廃止で失われたように、町村合併で史料が失われかねない危機的状況にあることなどに注目する。個人や企業・団体の資料、伝承や無形文化、新聞・雑誌・パンフレットにも目を配り、国立文書館を構想する。構想では国立文書館を32部門となし、大臣級の館長を置き、485名の職員を配する。新法規を立てることにより、一定年限を経た文書記録類の一切を収蔵することも求める。外国文書館が参考になることを指摘し、内閣直属とすることを要望する。さらにやがては各都道府県にも公立文書館を建てることとした。以上のような公文書保存についての要望は、国会請願直後の「欧米及東洋諸国の古文書館(史料館)の実情についての懇談会」の開催や、文部省史料館の公文書受入れに関する取り組みからも明らかのように、少なからず請願段階から意識されていたことは間違いない。法整備の妥当性なども関連して、公文書を前面に公私にわたる史料の保存を実現できる新たな組織の設置を求めたものといえる。したがってそれは国会請願の具体化の一つの到達点であったということもできよう。

これをうけて、日本学術会議は第48委員会を臨時に設置、審議する。委員は和歌森太郎委員長はじめ、各部会から参加の海後宗臣、会田範治、高柳真三、難波田春夫、庄司吉之助、青野壽郎、大野晋、辻二郎、近藤康男、吉田富三であった(別紙3)。昭和34年6月に公文書

散逸防止に関する建議²⁷⁾（別紙4）を作成し、9月の委員会で10月の総会に提出し勧告とすることを決定した。同建議は同年11月28日、学術会議において「公文書散逸防止について（勧告）」として採択された。諸外国の国立文書館を紹介して、日本の文書記録は日本国家の責任において保存することが、国民に対する責任である、と宣言する。なお、同簿冊には1959年5月13日開催の第48委員会記録や学術会議の勧告の写しも合綴されている。

表1 昭和29年2月送付寄贈依頼に対する各省庁からの回答一覧

史料10の総理府大臣官房総務課長ほか34の省庁の文書管理担当者に宛てた、公文書の整理保存の方法に関する規程等の寄贈依頼によって得た情報を表化した（受領資料は〔最高裁判所文書進達要領(昭和25年11月20日)・下級裁判所司法行政文書取扱要領(昭和27年3月25日)〕【A1-416】から〔通商産業省文書関係規程集送付の件〕【A1-433】）。情報中では人事院のVertical filing Systemが目を引く。同時期、三沢仁²⁸⁾が人事院で記録管理に関わっていたことが想起される。

表2 公文書に関する調査

大蔵省はじめとする9つの省庁に対する公文書保存に関する調査を示した。この調査は、調査時期が記されないが、大蔵省の回答に、翌年2月に霞ヶ関に移転予定とあるため、昭和31年3月の大蔵省の移転以前、昭和30年度の調査である。史料12の地方官庁の公文書保存調査時期と同時期と考えられる。本表は【A1-469】から【A1-477】の「公文書保存に関する調査（大蔵省）」、「同（外務省）」、「同（法務省）」、「同（通商産業省）」、「同（建設省）」、「同（文部省）」、「同（厚生省）」、「同（農林省）」、「同（人事院）」から転記した。これらと「公文書保存調査」【A1-489】にまとめられたものが一連の調査結果であるが、中央省庁の「公文書保存に関する調査」の対象が9の省庁だけなのか、ほかの省庁に対しても同様の調査がおこなわれたのかは詳らかではない。

なお、中央官庁の公文書保存に関する調査の調査項目は、所在地、文書管理課（とその人数）、保存場所、保存区分（種別・備考）、内容、整理状況、保存状況、利用状況、文書管理規程、その他などで、別表には文書種別とその保存年限がある。回答内容には、文書管理担当者の人数、書庫の場所や広さ、文書の量、明治・大正時代の文書の有無、消毒の有無・方法、部外者の利用、抱える問題、が記されている。

「公文書保存調査」【A1-489】には、大蔵省文書管理規程（大蔵省訓令第1号 昭和27年4月1日）、文書の整理・保存について（昭和29年10月大蔵省大臣官房文書課）、大蔵省文書分類表（昭和30年4月1日大蔵省大臣官房文書課）、文部省内部部局文書処理規程（昭和28年7月1日文部省訓令）・文書決裁規程・記録文書保管年限規程、文部省内部部局文書処理規程

27) 「公文書散逸防止に関する建議」については、和歌森太郎「国立文書館設立について」（『地方史研究』40号、1959年8月）、大久保利謙「総理府における国立公文書館設置計画の由来と現況」（『史学雑誌』73巻4号、1964年4月、後に岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』柏書房、1982年収録）。

28) 三沢仁「事務能率とファイリングシステム」（『びぶろす』第1第8号、1950年11月）を参照。三沢はのちに日本経営協会から「ファイリングシステム」を出版する。

(昭和34年5月1日改正)・文書決裁規程・記録文書保管年限規程、建設省文書取扱規程、特別調達庁記録文書保存規程 附:記録文書分類表(別表)(昭和26年3月20日特別調達庁長官官房文書課)が、同封されている。

表3 昭和31年1月の資料寄贈依頼に対する都道府県の回答

表3は、昭和31年1月に史料館長が各都道府県におこなった依頼(史料12)に対する各都道府県からの回答と送付資料〔茨城県処務規程送付の件及び旧幕藩時代・明治時代に属する保存文書について回答〕【A1-434】から〔旧幕藩時代・明治時代に属する保存文書について回答及び鹿児島県文書処理規程抜粋送付の件〕【A1-468】についてまとめたものである。

表4 都道府県文書保存期限種別並びに旧幕藩・明治時代に属する文書の数量および内容一覧

表4は、史料12の「寄贈等依頼」(昭和31年1月実施)による地方官庁の公文書保存の調査結果をまとめた「地方庁における公文書の保存期間」【A1-487】、及び「地方庁における旧幕藩時代および明治時代に属する文書の数量および内容」【A1-488】に基づいて都道府県別に一覧表にしたものである。なお、茨城県、石川県、滋賀県、徳島県については、現存する資料²⁹⁾から追記し、規程と異同がある場合は<>内に示した。

29) 〔茨城県処務規程送付の件及び旧幕藩時代・明治時代に属する保存文書について回答〕【A1-434】、〔旧幕藩時代・明治時代に属する文書について回答及び石川県文書取扱規程送付の件〕【A1-449】、〔旧幕藩時代・明治時代に属する文書について回答及び滋賀県事務処理規程送付の件〕【A1-454】、〔徳島県文書編纂保存規程送付の件及び旧幕藩時代・明治時代に属する保存文書について回答〕【A1-460】。

2. 史料紹介

〔凡例〕

- ・ 史料翻刻においては、旧字は新字に、改行等を適宜変更した。
- ・ 縦書・横書など書式に違いがあるが、すべて横書で翻刻し、紹介冒頭において書式などを明示した。
- ・ 原議書については概ねペン書きの部分を採録し、印刷部分は最小限とした。
- ・ < >で括った注記は、編者による。また、追加修正のあるものは修正後を採った。
- ・ 史料翻刻にあたっては、大貫茂紀氏の協力を得た。

史料1 「史料保存協議会開催について」（「昭和二十六年原議書綴No.1」【A1-389】に合綴）

<原文は縦書き>

（昭和二十二年八月八日起案）

昭和 年 月 日

文部省科学教育局人文科学研究課長

別記宛

史料保存協議会開催について

今日の社会の転換期にあつては、全国的に學術史料の失われていく実情にありますので、当課においても、この対策を研究中であります。ついでに、広くご意見を伺うため、左記により史料保存についての協議会を開催いたしますから、炎熱の折御多用中まことに恐れいたしますが、御出席をお願いいたします。

記

一 日時 八月十五日 午前十時

一 場所 文部省科学局人文科学研究課長室

別記 辻善之助、野村兼太郎、小野武夫、後藤守一、岩井大慧、渋沢敬三（注意宮本氏を御同道願います 附記すること）、上原専祿

<各委員の住所と電話番号は省略、土屋喬雄の名前があるが消されている>

史料2 「史料館の設置について」（「昭和二十六年原議書綴No.1」【A1-389】に合綴）

<原文は縦書き 和紙にタイプ>

史料館の設置について

學術史料は今日夥しく散逸しつゝあり、殊に地方旧家の所蔵する史料の散逸は、最近の経済変革に伴つて極めて著しいものがあり、これらに対して適切な手段を講ずることは、特に重要なことといわなければならない。

従来日本においては国宝保存法および重要美術品等認定に関する法律が施行されていて、特に貴重な學術史料に対しては、国家がこれを指定又は認定して保存するということがおこなわれてきたが、これらの法律によつて保存の策が講ぜられるものは、極めて少数のものにすぎない。また従来史料の蒐集、刊行に対してもいくつかの機関が設けられてこれが事業を

おこなつてきた。たとえば東京大学に附属せる史料編纂所、文部省に設置されている維新史料編纂委員会の如きはそれである。然し史料編纂所は主として中世の史料に重点をおいており、また維新史料編纂委員会では、その名の示すとおり、明治維新に関する史料に限られそれも既にその任をおえて解散同様であるばかりでなく、その扱っている史料は、主として政治・外交に関するものに重点がおかれていた観がある。以上は国家的な史料保存、蒐集の事業であるがそのほかに地方的なまた個人的な機関によつても史料の蒐集刊行がかなりおこなわれてきているが、それらはいづれも小規模のものであり、全国的な規模を持つてはいえない。

これらの点から考えて学術史料をあらゆる方面にわたつて蒐集保存し、かつこれを整理して学術の研究に資するためには、全国的な規模を有する機関が設けられなければならない。このことについてはつとに識者の間に論ぜられてきたのであるが、殊に今日の如き経済上・社会上の一大変動期にあつてはいよいよそのことが痛感される。一日を空しくすればそれだけ史料が散逸する。

文部省においても、これに対する何らかの措置をこうずる必要のあることが考えられていたが、今夏以来しばしば関係学者の参集を請い、協議した結果、史料館設置の意見が大勢を見たので、取あえず来年度の新規事業として史料館設置準備委員会なるものを設けることとなりこれの経費を目下大蔵省に対して要求中である。

史料館の構成や規模などに関しては、来年度設置予定のこの史料館設置準備委員会で協議決定されるわけであるが、目下文部省において考えている概略を次に記して見よう。

史料館の目的とするところは、学術史料の蒐集と保存にあることはいうまでもないが、その対象となる史料は古代より現代にいたるあらゆる史料を含むばかりでなくそのほかに考古学的遺物や民俗学的資料をも含める必要があると考えられる。また各官庁の文書類その他で学術的価値あるものもいたづらに放置しておけば散逸する恐があるから、これらもその対象としなければならない。要するに先史時代から現代にいたるまでの有形、無形の一切の学術的資料がその対象となるわけである。然しながら、これらの一切の資料を蒐集することは、極めて大規模な事業であり、早急にこれを実行することは困難であるから、先ずその第一歩として近代の社会経済上の史料に重点をおくことが考えられている。

ここにいう近代の社会経済史料とは主として江戸時代から明治年間にいたるものであるが、これを第一に選んだ理由は、これらの史料は主としていわゆる旧家に所蔵されているが、これらの旧家は目下進行中の社会的、経済的大変動によつて没落の過程をたどつておるために、これに対して急速に適当な手を打たなければ、これらの貴重な史料は全く散逸してしまうおそれがあるからである。

このことに関しては史料館の設置を見るまでぐずぐずしていることはできない直ちに適当な手を打たなければならないという意見が強くなつてきたので、文部省においてはさらに本年度の第二予備金からこれらの史料を買上げる経費を支出してもらふよう目下大蔵省に対して交渉中であり、これが実現すれば直ちに活動をはじめるとして目下準備中である。この蒐集事業は急速にやらなければならないので、現に判明しているものについては直ちに実行にうつさなければならないが、この事業を組織的にやるためには、その前程として全国的に詳細な調査をおこない埋もれている資料の発見、登録を系統的におこなわなければならない。

そのために、中央と地方に調査及び蒐集のための機関を設ける必要がある。そして目下考えられていることは、中央には有力な学者を以て構成する前記の史料館設置準備委員会のほかに、実際に調査を担当する専門家より成る機関（調査委員会）を設けた地方には府県単位に若干名の地方調査員において、調査蒐集等に当らせる。さらにこの調査・蒐集事業を一元的におこなうために、全国を七ブロックにわけブロック別の連絡会議をおこなうことが考えられている。

史料3 「学術資料分科審議会記録簿」【A1-490】

＜文部省用箋にペン書きの簿冊。各会議の前に◆を、一部に句読点を便宜的に付した＞

◆昭和二十四年十一月十二日 午前十時 於史料館（三井文庫）

学術史料打合せ会、議事概要

出席者名

委員 野村・辻・渡辺・岩井・丸山・岩生・羽原 各氏

専門委員 鳥羽・所・和歌森・宝月・中田・山口 各氏

本省側 長井・犬丸・百瀬・宇野・荻野・大谷内

一、長井課長：犬丸課長 経過報告並びに現在当面する問題の説明あり

中心議題 文化財保護法に史料館関係の法規をもりこむか否かについて当局側の意見をまとめること、

これは緊急議題として討議に附し本日正午までに Dietに報告しなければならない。

尚当事者側として特に注意を喚起すべき点として、国宝重要美術関係と史料（広く学術資料に含める）関係との均衡を保つことが重要であり、学術資料の独自性を保持する立場から史料館を保護法からきりはなすのも一策と考えられる。

一、丸山委員より史料館の運営方針について質問

丸山「史料館は単に史料の蒐集保存を目的としたものではなく研究機関として発足すべきである」

「史料蒐集の方針並びにその限界 如何？」

長井「未だ確たる方針なし」

急速に蒐集方針を決定していただきたい」

丸山「保護法案に加えるか否かについて、予算上の懸念で時間を費すよりも史料館運営の方針を決定することが先決問題である。これに関して網羅的に中央に集めることは不可能に近いから地方に保存してある資料のリストを整備するが可」

犬丸「現在その方針で補助金を要求している」

丸山「地方予算によって地方毎に（各大学等に）史料を集める様に方針を定めるが可」

一、中心議題に入り、文化財保護法に史料館を挿入するか否か、差当り国会に回答すべき内容について審議

長井「保護法案に含めぬことにして宜しきや」

野村「学術資料の独自性を保持する上から、きりはなしたい」

岩井「自然科学関係は如何？」

百瀬「科学博物館を中心にして、保護法に加えられる」

長井・百瀬「国会側(参院)としては学術史料を保護法に加える意向」

丸山「今までに見られる学術資料、殊に史料の隔絶性をなくすることが必要。別にすると議員から忘れられるおそれあり。衆院側では別に独自の案をつくりつつあるが一般に頗る無関心である」

岩井「自然科学関係一科博中心

歴史 〃 史料館

考古学 〃 国博中心

と分けて保護法案に加えたら可」

百瀬「予算上・取扱上から 別に立法するが可。

衆参院の有力な一部・民自党政調会に支持の気運あり」

野村「学術資料保護法案として」

鳥羽「気運の向いてきた時に一括して保護法にもり込み、あとから別個の取扱をなすよう対策をたてるのがよくはないか」

学術資料関係のみの別個立法可能なりや? 困難ではないのか?」

長井「単独立法の見透しはある」

野村「文化財を広義に解釈すれば限りがない。保護法にもりこめば国宝・重要美術品関係にくわれること必至。委員の主観によって史料を閑却されるおそれが多い

長井「芸術関係を保護法に一括し、学術資料は一本だちで進み 他日よい機会に合流すれば如何?」

百瀬「その場合、学術会議の意見との相違を如何に調整するか」

長井「学術資料としての史料の独自性を強調する」

野村「扱い上の相違を強調しなければならない」

百瀬「天然記念物の取扱は現在、保護法にもり込むことになっているが学術資料関係が独立に立法されれば当然これに含まれることになる」

丸山「原案を修正して保護法に加えては如何? 一度保護法が通過してしまうと、他は忘れられるおそれが多い」

野村「別個立法を固執するわけではないが、史料の蒐集・取扱に非常に不便な結果になりはしないか。それとも原案の全面的改訂が可能であるか?」

尤も、保護法中に加えても、書籍は重要美術品の如く取扱上の制ちうを受けることはない。保護法案に別項として加えることが出来るか。人員・予算等の関係如何?」

「入ってくわれるよりも、別項に立てるが可」

荻野「本年度、建物を中心とする施設費・明年度土地購入費のみ人件費は計上されていない」

荻野「保護法に入れば、史料館は研究所的な色彩はもち得ない」

丸山「記録文書全般を総括して保護法にもりこめば(史料編纂所等を一括して)、閑却されるおそれはない」

〔一般的結論〕

文化財保護法	{	国立博物館 (含美術研究所)
		文化財研究所
		史料館

当局側の主張する調査・研究に関する条項を加え、原案を全面的に改訂することを前提として保護法中にもりこむ。

原案のままでは絶対に不可である。

（この結論は中間的なものに過ぎないが、本会合の意向として文部省を経て国会に報告された。）

以上 24・11・12（土）

大谷

◆昭和二十五年一月二十八日 午前九時半 於大学学術局長室

出席者 岩生成一、渡辺世祐、羽原又吉、辻善之助、岩井大慧、野村兼太郎、丸山二郎、
所三男、上原専祿 各委員

本省側 長井課長、荻野、百瀬、齊藤事務官

一、経過報告

荻野事務官よりあり。

1. 蒐集の状況

イ 今迄蒐集した史料の説明

ロ 今後蒐集予定のもの

2. 施設の問題

三井文庫の建物の売却。来年度の土地の売却（六千三百坪）

3. 文化財保護法との関係

文化財保護法案から除外した報告。

別に学術資料保護法をつくったらどうかという事が出て来ている事。

一、渡辺氏より蒐集文書に対して説明を求められた。

伊吹文書、三井家文書の価額問題に対して討論あり。

史料の範囲の問題に関して、話題を転じた。

所委員より庶民史料としてあくまでおすか、三井文書の如きものが入ってくる。

岩井、野村委員より、広い範囲でなるべくあつめた方がよいが、山鹿素行の如きものはどうするか。

分類して、もっていたらどうか…岩生委員

蒐集の際の基準はきめて、したら、しかし近世の庶民史料とする事はどうかと思う。

…野村委員

近世史料として、広い意味で集め、それに附随したものは仕方がない。その場合古いものは第二の価額の問題で考慮してもらいたい…野村委員

たゞ山鹿素行器具類の如きものが附随した場合はよいが

二、買上げ価格の問題

荻野氏より説明

昨年度の春きめたもので、現在は少し、下廻った感じでもう一度こゝで審議してもらいたい。

所委員より今までの価格のきめた説明をした。

今年の最高は七百円位で、平均は四百円位である。このように特別の事情のものは考慮したが平均して、四、五〇〇円限度でした。そのため蒐集実績は量的に多くなった。ものによってよい性質のものなら相当出さなければならないので、標準をきめてどうこういう性質のものでない…渡辺委員

戦争直後のときはむやみに出てきて基準をたてたのだが、こゝへきては少し着落してきたので、かくの如き基準をたてる方がよいがどうか、庶民史料のようなものはこれでいくと思うが、その他のものは考慮したい。史料館が地方のものを無理に買ふ立場を捨てたい。或程度迄整然たる立場をとり、集める事を目的としないで、散佚のおそれあるものだけに手をつけたい。そして個々に出て来た時にきめたい…野村委員

或程度の基準はやはりきめなくてはだめでないか 岩生、所委員

買はれるときに少し価格をやすくしたらどうか

慶長—享保 一〇〇〇円—五〇〇円

享保—明治初年 六〇〇円—四〇〇円

一応左の如ききめておき、ものによってきめたい。

一、史料館の性格

図書館は研究機関でないと法令になっているがどうしてか…野村委員

史料館も研究機関的なものがあつた方がよい たゞ問題になるのは史料館そのものの建物が公開にも施設がない。将来の見込は…野村委員

公開の施設を設け研究機関の施設ももたしたい

一、学術資料保護法に関するもの

丸山委員より説明あり

文化財保護法案の内容をみると三つの法令をまとめたにすぎず、重要文化財のみであるから、学術資料保護法案を作ろうとなつた。

自然科学方面の熱心な希望によつた。

この学術資料分類案には史料館に扱ふものとはちがふので、別に史料館の資料の項目を立てるか、別の法案をつくるか、どうか。

百瀬氏より、この法案について、説明あり

文化財保護法案と同じ立場にある様なものである。

学術史料というものは利用しなければならないので、はずすという意見を出した—野村委員

学問(術)史的な史料の意見がつよいのではないか—上原委員

文部省の方で学術資料保護法案をつくつた方がよいか、との質問—野村委員

長井課長説明—文化財から除外したから、学術資料保護法案の様なものをつくつたらよいか。

学術会議の方に諮問した方がよいのではないか…野村委員

この委員会の性格は日本史の性格がつよいのであるが、世界史というか広い意味での学術資料を考えてもらいたい。

即ち、どこにどういう本があるかどうかという、所在調査もしたい。

委員メンバーの問題として、史料編纂所の一員として森末委員を加えたい…荻野

承認をした。

一、国際古文書会議についての報告

次回の会合は二月十七日（金）午後一時半 場所未定

<ここまで縦書き>

◆学術史料分科審議会第二部会

打合せ会 2月17日午後1時半

於文部省大学学術局長室

出席者 野村、上原、岩井、渡辺、羽原、岩生 各委員

（本省側）長井課長 荻野、百瀬事務官

犬丸課長

・課長より史料館敷地に関する報告

・荻野専ら官より史料収集費残額の用途について報告

× _____ ×

学術史料収集の方針について

（荻野）かねて学術史料保存法（仮称）の立案を考慮していたが、文化財保護法案についてみると、徒らに義務的な制約ばかり多くなる恐れがあり、現在この問題は立ち消えの形である。

（長井課長）先ず第一に免税規定のないこと。これが史料譲受けの面ばかりにとどまらず、保存面にも深刻な影響を及ぼす。

（犬丸課長）財産税的な重圧が加わる。

（野村）保護法に基いて登録する際、課税の対象となることを恐れて伏せておく場合が生ずる。

但し、学術史料として価値のあるものは概ね公共団体の所有に属するのではないか？

（荻野他）私有に属するものも多い。

（渡辺）学術史料の性格を、大蔵省に認めさせることが先決問題

（荻野）例えば従来の国宝保存法は、その保護的効果が社寺等の法人所有の場合にのみ顕著であるにとどまり、個人所有の場合には義務的負担ばかり多い。今度の文化財保護法はこの面を補っている。

（野村）保護的性格から一步を進め、援助を与えるように規定しなければならない。

（犬丸）それには予算的な裏づけがなければならない。然も現在の文化財保護法をとっても、予算が拒否され、現在のままで遣り繰りすることを強いられている。

（荻野）史料館の予算にも保存費がない。

（野村）予算を通過させるように、具体的な提案をし 出来るだけ努力しなければならない。

（渡辺）本日の委員会は史料館のための会合か？

（荻野・百瀬）史料館の為の委員会ではないが、史料館に関しても役割をもたせていただきたい。

（野村）学術会議の動向としては、文化財保護法に学術資料を加える決議を採択して立法院に回附した。

更に今春、学術資料委員会が別に発足した。

(羽原) 自然科学と文化科学とを同じ範チウに入れてよいか？

(荻野) この委員会では討議を文化科学に限定して一案をつくり、自然科学部門で得られた案とつきあわせて折衝したい。

(百瀬) 学問上の分類—例えば自然科学と人文科学と分かつ様—はよろしくない。対象によって即物的に検討し得るようにしたい。

(野村・犬丸) 自然科学と文化科学では対象は同一でも取扱いが全く異なる。従って立案の際は文化科学一本で進める方がよい。

(荻野) 先ず、法定定によって生ずる得失(プラス・マイナス)の何れの面が多いかを検討したい。

プラスの面は主として免税である。

(野村) 免税より一步を進めて、相続の際における保護的措置を講ずる必要がある。即ち金を与えて譲り受け、その散佚を防ぐ。

文化財保護法とは多に異なるから、一本にするのはいけない。

(渡辺・岩井) 売買の際の免税、一步を進めて援助が必要

(野村) 努力すれば可能だと思う。

(上原) 是非とも斯かる規定が必要である。

(渡辺) 熊本県八代の松井文書、価格12.3万円のを現在交渉中。これなど課税対象から外したいところ。

(岩井) 公益法人関係は免税。買上の際これを明示して非課税となることを法中に定める。

(上原) 文化国家であるか非文化国家であるかが根本的な分れめであるが、さしあたって保護の意味及び性格を十分考えて明瞭に規定しなければならない。

(荻野) 文化財保護法第84条、国又は地方公共団体が買上げる場合は免税となる。

(野村) ここでは理想案をつくれれば可。史料活用の面を重視しなければならない。

(野村・上原) この見地からも、文化財保護法に入れると美術品に準じて規定せられるおそれがある。区別しなければならない。

(荻野) 官庁記録を資料として保存整備する案が土屋喬雄氏から提案されている。

通産省では既にこの試みに着手している。

(犬丸) 規定上では内閣文庫にあつめることになっている。

(上原) フランスでは官庁記録を30年間各官庁に保存し、その後は古文書館に一かつして保存している。

我が国では国会図書館に同様の機能が与えられていると聞いている。然し実際には、行われていないらしい。

(野村) この問題については、国会図書館等が収集保存を実施しているか否かを確認していただきたい。

収集保存に際しても選択が必要。それには予算の裏づけがなくてはならないが現在はそれが無い。恐らく実施していないものと思われる。

(渡辺) 山口県旧藩史料の例、散佚一步手前でくいとめた例もある。

(犬丸) 文部省に教科書の収集がないのは遺カンである。

- (渡辺) 以前東京帝大で教科書収集の試みに参加したことがある。教科書は絶好の史料である。
- (野村) 学術資料について理想案を作成し（文化科学を中心として）、自然科学側の案とつきあわすことはよろしきや？ （可決）
- (岩生) 原案として作成のこと、対象を限定する必要あり。
- (荻野) 文化財保護法を参照、
公共団体所有のものは指定、私有のものは登録をたてまえとしてはどうか。
- (野村・上原) 審査が必要、審議会を設ける必要あり。
- () 目録の作成も必要。
- (犬丸) 目録はとかく等閑に附され勝ちである。
図書館法に総目録を入れることを提案したが容れられない。「地方別に目録をつくることのできる」とどまる。
- (野村・渡辺) 本日の審議事項を箇条書きにして検討したい。
- (荻野) 史料のみに限らず人文科学全般の資料の保存と収集のための審議会をつくっては如何？
- (野村) 問題を個別にとりあげて解決した方がよくはないか。さもなければ範囲が大きすぎて不可能に近い。
- (上原) 現在のところは、史料に集中されては如何？
将来の大委員会の一部になるという構想で…
- (渡辺) 先ず、現在のまをベースとしたい
- (荻野) 一応現在の形で推進することになるとみてよきや
- (上原) 然り、歴史の史料を中心として
- (荻野) 考古学系統が問題
- (野村) 考古学は自然科学に入るか
- (百瀬) 見方によってちがう。早急に決められぬ
- (荻野) 一応現在のMemberで歴史的史料を中心として立案することにしたい。
- (岩井) 家屋税の問題、規定したし。
- (犬丸) 積極的な補助は現在のところのぞみ得ない。
- (羽原・野村) 調査に関して、調査拒否の場合は如何にするか？ 尤も、法案、有利な内容を有すればその憂なし。
- (野村) 予算がすべてのうらづけ
- (上原) 歴史は一部の学究の閑事業にあらず、一国の政治全体がその上にのるものであることを強調して立案する必要がある。

次回日時 合議決定 3月3日午後1時半

課長あいさつ

閉会 後 3時40分

(大谷内 記)

◆学術史料打合せ

昭和25年3月3日(金)午後1時半大学学術局長室

出席者 野村兼太郎 丸山二郎 岩井大慧 渡辺世祐 岩生成一 羽原又吉

本省側 長井課長、長谷部、荻野、百瀬、斎藤事務官

議題 学術資料保護に関する法的措置について

荻野 経過報告

今まで度々の会議で御検討願った事を一応プリントにしたが、これによって更に最小限度どうしてもおりこまなければならない御意見を出していただいて、その上で再検討をしていただきたい。

一応プリントによって議事をすすめてゆく。

野村 学術資料の保護という事は個人と機関のものとは随分立場がちがってくるが、先づ機関の場合、学術資料を納める建物の免税の問題が必要である。

岩井 現に東洋文庫において庫そのものに税をかけるという事があったが、大蔵省との折衝によってやっと免税にされた。

渡辺 私は個人の場合の方が問題と思う。

岩井 法人と個人の場合とはあつかいがちがってくる。法人でも営利事業の拡張のために機関をもっているものは法人でも別扱いである。その場合は免税をみとめない。地租免税の法律の中には教会、学校、幼稚園があるが、図書館などが入っていない。民間研究機関研究所、図書館などをいれてほしい。

荻野 民間研究機関全般の緊急な問題である。

岩井 東洋文庫の場合、国会図書館の支部ではあるが、外郭の団体に国家の金を融通する事は出来ない。管理権があつてこれを承認し、研究の方は問題にしない。本がなくなならない様に番兵だけを雇うのであつて、研究自体は、なけなしの法人の金でやるのである。

野村 これらの事は図書館法等を考えている社会教育局との密接な関係があるが—

長井課長 指し当り別問題としてこちらだけで考えたい。

荻野 一応別にして考えてよいと思う。

野村 向うで勝手に作ったものとぶつかってしまったならどうにもならないと思うが。社会教育局の方が実態的なものをもっているので折角つくつてもうわすべりだけしてしまうという事が多分にあると思うが。

例えば博物館法が出来れば文化財保護法は宙にういてしまうごとく、史料館と図書館とは類似しているの、図書館法が出来ると向うの方がつよくなると思う。史料館法は学術局だけでつくるのですね。

丸山 地方図書館に於てはなおさらである。

野村 国立大学を中心にした方が研究にも便利である。

丸山 色々考えていると金の問題であるが、しかし、そういう事は一応考えないで、先づ理想的な法案をつくつてみて長期計画でやっていったら

荻野 免税の問題が一番大きい、その次には管理の問題であると思う。

岩井 補助金の問題は対象がむづかしいと思うが。

- 野村 しかし、目録の作成の場合等に迷惑を感じると非常に問題である。
- 長井 個人の所蔵だと迷惑をかけざるを得ないと思う。寄託をうけるとき、いくらかの金を出すと云ふ制度を設けたら。
- 丸山 眞福寺の住職など閲覧の事について非常にこぼしている。見せる時は方法を考えてもらいたい。見にくる人は次次かわるが、見せる人は暇つぶしでかなわない。
- 野村 どういう風に見せるかが問題である。
奈良等においても小学生がわんさわんさで保護の上からも問題である。制限してほしい。しかしこの事は中々むつかしい、がどこかで研究者と査定してくれたものには見せたい。研究者のみにみせるという事はどうか…或程度の成績をあげたものにはよいなど考えたい。
- 岩井 研究者でもなんでもないが、一寸さわってみたいといふ人があるが、こまる。
- 百瀬 天然記念物などと指定されると、保護されるのではなく、あらされるという事になる。
- 荻野 そのような点からも管理の方法を考える事が必要である。
- 丸山 年に何回か日をきめてみせるという方法がよいと思う。
- 岩生 文書などはそうやたらにみたいといわないであらう。
- 野村 郷土史家などがよくみにくる。そういう場合どうして認定するかが問題である。
- 荻野 学術資料を維持するといふ事と利用する事に補助金を与えるという事が必要である。個人の場合、未整理でもっている場合、登録する際に整理する。その時に或程度の補助金が必要である。
- 野村 史料館法をつくって、そういう補助金などは史料館の負担の中である。
- 上原 登録などやるにはやるだけ親切心がなければならない。整理してはじめて利用されるのであるから。
- 野村 しかし、莫大な金である。
- 長井 登録に応じた場合博物館等の優待券でも出したらよい。26年度の予算には是非そういう事も考えたい。
- 荻野 史料の交換又或程度重要な史料は公共の機関に寄託させるという事等も考えたい。
- 長井 それに対する代償が必要である。
- 岩井 登録をさせるといふ事も中心がなくて地方の人を使ふといふ事は出来ないと思う。助手程度に使うならよいが。
- 丸山 現在あるものを如何に使うかと云ふ事を考えればよい。史料編纂所、国立図書館等を統合するという事が必要である。
- 長井 色々のところにある少々ずつもっているのを統合する。金がないから統合は問題であるが、先づ最初に所在をはっきりさせる事が必要である。
- 岩生 金の問題を考える消極的になるが、金の事はこゝで考えず先づ理想的な案をつくったらよいであらう。
- 岩井 後継者を養成する事が史料館での一番大きな問題である。奨学費を出して人を養成する事が必要である。
- 上原 史料館法（仮称）をつくる時に附則の養成の部門をつくるとか、史料館附則養成所

をつかって調査員を養成するといふ。

丸山 史料館をつくる時、臨時のきかくでつくったからいけない。そういう事は当然あるべきだ。

文化院の案などを参照して具体的に案をつかってほしい。

最後に

荻野 24年度の蒐集実績の報告と、来年度の事業計画を説明。

◆学術史料打合せ

場所 文部省大学学術局局長室

日時 5月15日(月)午後1時

出席者 丸山二郎、渡辺世祐、野村兼太郎、辻善之助、岩井大慧、所三男

本省側 岡野、斎藤、長谷部、百瀬 事務官 荻野氏

議題 (1) 収集史料の経過報告

(2) 収集史料整理の進行状況

(3) 史料館の今後の方針について

(4) 26年度の予算計画

所委員 土屋文書の説明

今までの整理方針は画一していなかったが、この四月からは仮目録ではあったので、蒐集目録としての整理カードをつかって行っていること。

消毒状況の説明。

しかし、会計のためにどうしても目録をいそがれるので、どんなものがあるかという程度になってしまう。

野村 それにしても、或る程度のプールをつくる必要がある。

斎藤 予算説明。

岡野 三井文庫の本の問題として、史料館には直接関係はないが、文部省側としての腹をきめたいので、この委員会として一応御討議いただき御意見をうかがいたい。

岩井 朝鮮関係の法制史は、是非日本にのこしていただきたい。

所 三井文庫の本に対する今までの経過を説明。

岩井 G.H.Qの意考としては日本からは大事なものは無理をしてまで、もっていったはいけないとあるから話せばわかる。

◎この委員会として、三井文庫の所蔵図書を海外に出すことに反対す。右、決議す。

(1) 鶯軒文庫

(2) 浅見倫太郎氏収集朝鮮本

(3) 本居文庫

(野村) 史料館の構想の中で一つ希望をのべたい。それは、近世庶民史料調査委員会の事業を史料館の事業の中に移してほしい。

(岡野) 史料編纂所の予算とにらみ合せて、こちらも是非これは史料館として要求したい。史料編纂所との連絡をたもって、ぶつかってゆかないようにしたい。

(野村) 歴史のある国がこういうものがいくつもあるのは仕方がない。一番統合してゐるの

はフランスだが、すでに統合しようとして失敗した例がある。

- (1) 史料の調査
- (2) 史料の収集及び整理
- (4) 史料の公開

26年度の事業計画として以上の3つを先づ実現させる様努力したい。

整理上の仮目録をつくって出したい。

本目録のかき方はこちらで大体原案をつくって、さらにそれを皆様に御審議願うようにしたい。

以上

◆昭和25年11月20日 午後1時30分

於大学々術局長室

学術史料打合せ会議事概要

出席者名 野村、辻、渡辺、丸山、岩生、羽原、所
犬丸

本省側 稲田局長、岡野課長、熊井、斉藤、百瀬
槐事務官

1. 槐事務官 経過報告
 - イ) 8月より10月までの収集状況
 - ロ) 三井文庫蔵書中、海外譲渡契約済の処置
 - ハ) 史料館の整備状況
2. 斉藤事務官 予算内示報告
3. 史料館の運営要項につき検討
 - イ) 性格及び機能の「調査」の次に「研究」を入れること
 - ロ) (1) 史料の「調査」に「研究」を加え、(8) 史料に関する研究を除く
 - ハ) (4) 史料に関する刊行中の「複製」を「複製」と訂正
 - ニ) (7) 史料保存のための「援助」を「指導」と訂正し、「援助並びに指導」は各種の指導と訂正。
4. 委員の総意により、野村委員、委員長となる。

以上

◆昭和25年12月15日 午後1時30分

於大学々術局長室

学術史料打合せ会 議事概要

出席者名 所、和歌森、山口、鳥羽、中田、宝月 各委員

本省側 眞明、斉藤、槐 各事務官

- A. 『史料館における史料の収集、整理、保存及び利用に関する事務処理規程案』につき検討。
 1. 第2条中「において成立した」を「の」と訂正
 2. 第2条中「物件のうち」の前に「図書」を入れる。

3. 第4条中「選ばれた2名の」の前に「予め」を入れる。
 4. 第4条中2項中「最初の審議会」の次に「及び委員会」を入れる。
 5. 第8条中2項を新しく作り、「必要あるときは史料を借入れることができる」とする。
 6. 第9条中「価格評価委員長」を「別に定める価格評価委員長の委員長」とする。
 7. 第9条中「諾否を決しなければならない」を「諾否を表示するものとする」とする。
 8. 第10条中「文部大臣あて提出しなければならない」を「文部大臣え提出するものとする」とする。
 9. 第10条2項、第11条2項の「前項の規定による」の中「の規定」をのぞく。
 10. 第11条3項の「契約期間満期の際には、更に寄託を継続する場合は、新たに契約を取結ぶものとする」を「契約期間満期の際には更に期間を更新することができる」とする。
 11. 第12条中の「感謝状」の前に「文部大臣から」を入れる。
 12. 第15条中の「書名カード及び史料カードの記載事項に従って」を「整理カードの記載要項に従って」とする。
 13. 第15条中の「書名カード及び史料カードを作成するものとする」を「分類カード、書名カード及び史料カードを作成するものとする」とする。
- B. 【価格評価委員会規程案】につき検討
1. 委員の数を5名以内とする。
- C. 【史料購入価格基準案】につき検討
1. 慶長以前の「1,500円—1,200円」を1200円以上とする。
- D. 予め選ばれる専門委員として、所、山口両委員を定める。
- E. その他
1. 寄贈者に謝金を与えることについて
 2. 近世史料の範囲について
 3. 史料に関する刊行の範囲について

◆昭和26年2月1日 午後1時30分

於大学々術局長室

学術史料に関する打合せ会議事概要

出席者名 古島、羽原、岩井、岩生、野村、辻、上原、渡辺、丸山

本省側 課長、眞明、斉藤、槐 各事務官

A. 【史料館における史料の収集、整理、保存及び利用に関する事務処理規程】

1. 第2条中【(江戸時代から明治末年まで)の庶民に関する】及び【(絵図を含む)】をけづる。
2. 第4条中【但し、史料の収集が特に緊急を要すると認められる場合は…2. 前項により定められた…報告するものとする】をけづり、第7条の【2. 特に必要…行うことができる】を【2. 但し特に必要がある場合には他の学識経験者の協力を求めて行うことができる】としてこれに加える。
3. 第5条の【但し、大学々術局長に特別の事情があるときは、…代理させることができ

る』をけづる。

4. 第6条をけづる。
5. 第7条をけづる。
6. 第8条を第6条とする。
7. 第9条を第7条とする。
8. 第10条を第8条とし、第8条中の『内容等』を『内容、価格等』とする。
9. 第11条を第9条とする。
10. 第12条を第10条とする。第10条の2の『…贈ることができる』を『贈るものとする』とする。
11. 第13条をけづる。
12. 第14条を第11条とする。
13. 第15条を第12条とする。
14. 第16条を第13条とする。
15. 第17条を第14条とし、『書架え格納する』を『書架え納架(?)する』とし、『保存及び利用に耐えないまでは』はけづる。
16. 第18条を第15条とする。
17. 第19条を第16条とする。
18. 第20条を第17条とする。
19. 『審議会の専門委員をもって組織する専門委員会』（第4条）の条文の検討。

B. 『価格評価委員会規程』

1. 第4条の『及び副委員長各』をけづる。
2. 第4条の3項は全部けづり、『委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代理する』と訂正。

◆昭和26年7月28日（金） 午後1時半

於大阪銀行 評議会開催

出席者 野村兼太郎、石井良助、渡辺世祐、辻善之助、岩生成一、大久保利謙、
荻野三七彦、古島敏雄、羽原又吉、岩井大慧、森末義彰、所三男

本省側 岡野課長、服部、槐、斉藤事務官

1. 経過報告 槐事務官
 2. 来年度予算要求の説明 斉藤事務官
 3. 本年度事業計画 槐事務官
 4. 「史料館規程」「史料購入価格評価会規程」の説明 服部事務官
- なお選挙の結果 会長 野村兼太郎
副会長 石井良助

◆昭和26年12月1日 9時30分

於 第1会議室 専門員会開催

出席者 宝月圭吾、所三男、中田易直、高村象平、児玉幸多、入交好脩、

宗京獎三、宇野脩平

本省側 課長、服部、斉藤、山口、遠藤、
槐事務官

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 経過報告 | 槐事務官 |
| 2. 予算要求の説明 | 斉藤事務官 |
| 3. 収集状況及び収集方針 | 所調査員 |
| 4. 史料の整理及び保存 | 山口事務官 |
- なお、選挙の結果 会長 宝月圭吾
副会長 所三男

史料4「学術資料分科審議会第二部（歴史部会）会議事要旨」（〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴）

<くわら半紙に手書きの謄写版刷>

学術資料分科審議会第二部（歴史部会）会議事要旨
文部省大学学術局学術課

日時 昭和25年2月17日（金）午後1時半

場所 文部省大学学術局長室

出席者 野村、上原、渡辺、岩井、羽原、岩生各委員
学術課長以下文部省関係官

議題 学術資料保護に関する法的措置について
議事要旨

1月28日（土）の分科審議会において学術資料の保護についてなんらかの法的措置を講ずる必要があることが認められたので、この問題について意見の交換を行った。まず

1. はじめに歴史資料に関する保護の対策を考え、漸次範囲を拡大して人文科学の全分野に及ぶこと。
2. 人文科学の分野で意見がまとまった上で、自然科学部門との意見の調整を計る必要があるれば連絡委員会を設けて意見を調整すること。
3. いちおう予算その他の問題にとらわれることなく、学術資料保護についての理想的な案を考えること。

の三項が決定され、ついでこれらの前提に立って意見の交換をおこなった結果、おおむね以下の事項が保護の法的措置には必要であることが要望された。

- (1) 学術資料にあっては単なる保護だけに止まることなく活用の面を重視しなければならない。
- (2) 一点一点の資料を保護することよりも、コレクションの保護を計ることが重要である。
- (3) 保護の対象とすべき資料の選定はそのために設けられる審議会が行う。
- (4) 審議会によって選定されたものについては登録を行う。それには明細の目録を付さなければならない。また明細目録はこれを関係者（機関）に頒布することが望ましい。
- (5) 資料の保護には当然所蔵者側の義務が伴うが、このようなマイナスの面を補って余りあるプラスの面をもちこまなければならない。すなわち登録およびそのための調査等

に際して所蔵者が喜んで協力をするような方向にしむけなければならない。

- (6) 所蔵者の協力を得るためにはなんらかの特典を与える必要がある。その一は免税である。すなわち国または地方公共団体が買上げる場合や相続の場合等には免税としなければならぬ。
- (7) 資料保管施設についても免税の措置を講じたい。
- (8) 資料保管について補助金の交付を考える必要がある。
- (9) 資料は相続等の場合散佚の危険が多分にあるから、このような場合には買上げ、その他の適当な措置を講ずる必要がある。
- (10) 官庁記録について散佚防止の適切な措置を講ずる必要がある。

以上

史料5「学術資料保存法案」(「昭和二十六年原議書綴 No 1」【A1-389】に合綴)

<原文は縦書き 和紙に和文タイプ>

学術資料保存法案

(目的)

第一条 この法律は学術資料の破損亡失等を防止し、その保護及び保存を計ることを目的とする。

(認定)

第二条 学術研究上参考となるべき物件のうち、特に価値ありと認められるもの(但し国宝として指定され、又は重要美術品等として認定せられたるものを除く)は、主務大臣はこれを学術資料として認定することができる。

(輸出の許可)

第三条 第二条の規定により認定を受けた物件を輸出しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第四条 主務大臣は第三条の規定により許可の申請があつた場合に於いて許可をしない時は、許可申請の日から一年以内に当該物件を国宝に指定しなければならない。

(届出)

第五条 第二条の規定により認定を受けた物件について所有者の変更、所在の変更、又は所有者の氏名の変更があつた場合並びに破損亡失の事故を生じた場合は当該物件の所有者は直ちに主務大臣に届け出なければならない。

但し、所有者の変更及び当該物件が亡失した場合は元所有者が届出るものとする。

(認定取消)

第六条 輸出を許可した場合及び亡失の届出があつた場合、主務大臣は当該物件の認定を取消しなければならない。

(委任事項)

第七条 認定及びその取消並びにその他必要な事項は政令をもつて定める。

(官報公示)

第八条 本法律による認定及びその取消しはその旨を官報をもつて告示し、且当該物件の所有者に通知する。

(罰則)

第九条 第三条及び第四条の規定に違反した者は 年以下の懲役もしくは禁 又は 円以下の罰金に処する。

附則

本法律施行期日は政令をもつてこれを定める。

史料6 「史料館評議員の依頼について」(〔昭和26年度原議書綴〕【A1-3】に合綴)

起案： 昭和26年5月25日

決裁： 昭和26年5月29日

発送： 5月30日

受信者：岩井大憲外11名

発信者：大学学術局長

件名：史料館評議員の依頼について

備考： 1. 文部省令として史料館規程が公布施行せられた後、発送するものとする。
尚史料館規程及び返信用葉書を同封のこと
2. 史料館評議員任命の発令は、学術資料分科審議会委員解任と同日付のこと。
(内簡案1)

内簡案の一

昭和 年 月 日

別記宛

文部省大学学術局長

謹啓 時下いよいよ御健勝のことと存じます。

貴台におかせられましたは、学術奨励審議会学術資料分科審議会の委員として種々御協力下さいまして、まことにありがとうございます。ここにあつく御礼申し上げます。

さて、御承知のように同分科審議会第2部会は人文科学に関する一切の資料を対象といたしておりましたが、さしあたり主に史料館における史料の収集等の重要事項に関し調査審議いたしてまいつた次第であります。然るに、このたび文部省におきましては、史料館の運営管理上の万全を期するため、本年5月30日付をもって文部省令として史料館規程を公布し、同日付をもつて施行となり、同館の重要事項の審議に関しても、別紙の同規程にもとづき、史料館評議会において行うことにいたしました。一方、学術資料分科審議会におきましては、今後第1部会及び第2部会の区別を設けず、自然科学及び人文科学を通じて一切の資料の調査、収集、保存及び活用に関する事項をとりあつかうようになり、第2部会はこゝに解消して、委員も解任いたすことになつた次第であります。長い間の一方ならぬ御尽力に対して深く感謝いたしますと共に、今後は引き続き、史料館評議会の評議員として貴台の御協力をお願いいたしたいと存じます。

御多忙中まことに御面倒なお願いをいたし恐縮でございますが、何卒同規程の趣旨を御了承の上、御内諾いただければ、まことに幸甚でございます。なお、はなはだ勝手ではございますが、御内諾の上は同封の葉書に、その旨御一報お願いいたします。

敬具

別記

岩井大慧 東洋文庫長 岩生成一 東大教授 羽原又吉 慶大講師
辻善之助 学士院会員 渡辺世祐 明大教授 丸山二郎 学術会議会員
古島敏雄 東大助教授

内簡案の二

昭和 年 月 日

別記宛

文部省大学学術局長

謹啓 時下いよいよ御健勝のことと存じます。

さて、このたび史料館の運営管理上の万全を期するため、本年5月30日付をもつて文部省令として史料館規程を公布し、同日付をもつて施行となりましたが、別紙の同規程にもとづき、史料館に同館の重要事項を審議する機関として評議会が設置せられるようになりました。

つきましては、同評議会の評議員として、貴台の御協力をお願いいたしたいと存じます。御多忙中まことに御面倒なお願いをいたし恐縮でございますが、何卒同規程の趣旨御了承の上、御内諾いただければまことに幸甚でございます。なお、はなはだ勝手ではございますが、御内諾の上は同封の葉書に、その旨御一報お願いいたします。

敬具

別記

坂本太郎 史料編纂所長 森末義彰 史料編纂所員 荻野三七彦 早大教授
石井良助 東大教授 野村兼太郎 慶大教授
＜堀江保蔵は解任のみ、大久保利謙（国立国会図書館）依頼＞

史料7「大臣あいさつ」（〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴）

＜原文は縦書き 和紙に和文タイプ＞

大臣あいさつ

本日は史料館の披露をかねて文部省の収集史料展示会を開催いたしましたところ御多忙中にもかかわらず多数御参会下さいましてまことにありがとうございます。

御承知のように、終戦後の社会的、経済的激変期に際会いたしまして、学術研究上貴重な価値のある古文書、記録類がおびただしく散佚いたしております実情にかんがみまして、文部省ではなんとかしてこれらの貴重な史料の保存をはかりたいと思い、昭和二十二年からその一つの対策として学術史料収集の事業をはじめたのでありますが、幸いにして各方面の好意ある御協力と御支援によりまして、各地から多数の史料を集取することができましたばかりでなく、さらに三井文庫を購入いたしまして、ここに収集史料をおさめることができることになりました。

全国に散在する膨大な数量にのぼる古文書、記録類の収集、保存ということはもとより極めて困難な事業であります。しかし文家国家として立ちあがることを世界に誓った日本が、これらのものをむざむざ散佚し、破壊されるまゝ放置しておくわけにはゆきません。欧米の先進国におきましては、いずれも相当の規模を有する古文書館を経営し、そこに貴重な史料

が安全に保管され、利用されているに反しまして、わが国では私的の小規模な施設を除きまして、いままでのような施設がなかつたということは、なんと申しても遺憾に堪えないことでございます。文部省の学術史料収集事業もまだほんの緒についたばかりで、きわめて小規模のものにすぎませんが、それを基にいたしまして、欧米諸国の古文書館に劣らない大規模な国立の史料館を建設してゆきたいと念願しております。今後とも本事業の育成のため何卒御支援御鞭撻のほどをお願いいたしまして、御挨拶にかえたいと思います。

史料8「局長あいさつ」〔昭和24年度原議書綴〕【A1-1】に合綴

<原文は縦書き 和紙に和文タイプ>

局長あいさつ

本日は各方面の方々が多数御参集下さいましてまことにありがとうございます。この機会に文部省の学術史料収集事業につきまして説明させていただきまして御挨拶にかえたいと存じます。

わが国には実にたくさんの古文書、記録類がのこされております。ことに江戸時代以降のものは、どんな町や村へ参りましても、いたるところで旧家の土蔵などに見られるありさまでありまして、この意味からすれば、日本は古文書の宝庫であると申してもあえて過言ではないと存じます。ところがこれらの豊富な古文書、記録類は、遺憾なことにはまだ余り調査研究がおこなわれておりません。一部のものはすでに調査され、また編纂刊行されて学会に紹介されておりますが、それらはほんのわずかにすぎず、大部分のものはまだ旧家の土蔵の中などでほこりにまみれたままになつておりますことは、皆様御承知のとおりであります。このことは日本の歴史研究が従来皇室を中心とした政治や文化の歴史に集中されていたということによるところが大きいと存じますが、それと同時に、庶民の生活のあり方を物語るこれらの史料が全国に散在しているためにこれらを調査、研究することがすこぶる困難であつたということも一半の原因ではなかつたかと考えられます。

したがいまして民間の旧家などに残し伝えられたこれらの史料の調査、研究は今後のにこされた大きな問題であるといわれなければなりません。ここに遺憾なことは、これらの学術研究上重要な史料がどんどん散佚し、湮滅しつつあるということでありまして。往時の庶民の生活をありのままに伝えてくれる古文書、記録類は日一日とその姿を失いつつあるであります。これに対して適切な防止策をこうしなければならぬことは、ここに改めて申しあげるまでもありますまい。

この史料の散佚を防止する手段としては、種々のことが考えられると存じますが、文部省におきましては、専門学者の御意見を徴しまして、昭和二十二年秋とりあえず散佚のおそれのある史料を収集、保存するという事業に着手いたしまして、それいらい今日まで学者の御協力を得ましてこの事業をつづけてまいりました。そして収集いたしました史料は東洋文庫の一部を借りて保管いたしておりましたが、今回三井不動産株式会社の御好意によりまして、三井文庫の施設を購入いたしそへおさめることになりました。

もちろん、単に史料を収集してそれを書庫におさめておくだけでは意味がありません。史料の収集、保存がおこなわれると同時に、その活用の道がこうじられなければなりません。それには収集した史料を分類、整理いたしまして、これを一般に公開し、どんな研究者でも

これを自由にしかも容易に研究し、利用し得る態勢を整えることが必要であります。このようにして、各地の史料が容易に研究し得るようにならなければ、実際の史料に基づいた日本の歴史の実証的研究はなかなかおこなわれがたいと存じます。

この点にかんがみまして、わたくしたちは今後収集事業をいつそう活発に遂行いたしますと同時に、この収集史料を公開し得る態勢を整えるために、一箇の独立した国立史料館の設置を目ざして微力を尽くしたいと考えております。そればかりでなく、この国立史料館の分館を各地に設けまして、これによつて地方の史料の保存に万全を期すると同時に、地方の要望にもこたえたいと思います。国家財政の極度に窮迫しております今日、大規模な国立の史料館を設けますことは、なかなか困難なことではありますが、わたくしたちの意のあるところをおくみとりいたゞきまして、この事業が一日も早く実を結ぶ時が参りますように、今後ともいつそうの御支援と御鞭撻のほどをお願いいたします。

史料9「史料館の運営事項」（「運営要項収集の対象内容」【A1-402】）

くわら半紙に和文タイプの謄写版刷。「昭和25年11月20日決定」とペン書き>

史料館の運営事項

1. 性格および機能

史料館は主として近世史料の調査、研究、収集、整理、保存および利用の機関とし、兼ねて史料に関する啓蒙普及を図るとともに関係諸機関に対し、連絡機関としての役割を持つものである。

2. 事業

史料館は主として次の事業を行なう。

(1) 史料の調査、研究

全国にわたる史料の組織的な調査、研究を行ないその所在、内容、数量、保存および利用等の現状を明確にし、常に最新の情報を提供する。

(2) 史料の収集、整理

上述の調査にもとづき、散逸、破壊のおそれある史料を始め、所蔵者が譲渡または寄贈、寄託を希望する史料等を収集し、必要に応じ補修を加えて、これらを整理保存する。

(3) 史料の公開

史料を利用に供するため、閲覧室、陳列室等を設け、閲覧規則にしたがつて、所蔵史料を研究者のために公開する。

(4) 史料に関する刊行

所蔵史料の目録、全国的な史料の調査目録の作成、重要史料の複製および史料に関する調査、研究報告等を刊行する。

(5) 史料に関する啓発

史料に関する知識の普及を図るため、一般および研究者に対し、講習会および展示会等を開催する。

(6) 史料取扱者の研修

史料の特殊性にかんがみ、史料取扱者に対し、研究会、講習会等を開催して、特殊な教育と訓練とを実施し、取扱上の専門的技術を修得させる。

(7) 史料保存のための指導

地方の教育委員会等に対し、史料保存を奨励するとともに、史料を保存する地方の諸機関に対し、その保存、利用のための各種の指導を行なう。

史料10「資料の寄贈方依頼について」(「昭和二十九年度原議書綴」【A1-6】に合綴)

起案：昭和29年2月23日

起案者：槐

決裁：昭和29年2月27日

受信者：総理府大臣官房総務課長ほか34所属長

発信者：史料館長

備考：当館の性質上、公文書にも関係が深いので、特に官庁に依頼して、これに関する参考資料の寄贈を願うもの。槐礼一郎

案

昭和 年 月 日

殿

東京都品川区豊町1丁目1,138番地

文部省史料館長

資料の寄贈について(依頼)

文部省では戦時中および戦後の社会的経済的変動のために、主として近世における貴重な古文書記録類が散逸し、学術研究上にも重大なる支障を生ずるようになりましたので、各方面の協力のもとに、昭和22年度以降これらの史料を収集する事業に着手し、昭和24年度には史料館を設けて、その収集、整理、保存に当つてまいりました。

つきましては、当館の運営上の参考に資するため、貴 における公文書の整理保存の方法に関する規定等の資料がありますれば、御寄贈下されたくお願い申し上げます。なにとぞ趣旨お汲み取りの上、御協力賜りたくお願い申し上げます。

<別記の宛先は省略、表1を参照>

史料11「官庁文書の保存期限および保存場所について」

(「昭和二十九年度原議書綴」【A1-6】に合綴)

起案：昭和29年7月23日

起案者：槐

備考：1.別記の寄贈資料により、報告する。槐礼一郎

<別記寄贈資料は表1を参照>

供閲

昭和29年2月27日付をもつて、官庁あて公文書の整理保存の方法に関する規程等の資料の寄贈方を依頼した処、現在まで法務省、外務省、厚生省、通商産業省、労働省、建設省、宮内庁、中小企業庁、調達庁、保安庁、海上保安庁、最高裁判所、人事院、日本国有鉄道から資料の送付をうけ、農林省、自治庁、行政管理庁、国税庁、会計検査院、日本専売公社から目下検討中という回答に接した。ここに送付をうけた資料によって、官庁における公文書の

整理保存事項のうち、まず保存期限、保存場所についてその現状を調査してみたから、ここに供関する。

1. 保存期限

保存期限については、官庁により各様であり、たとえば通商産業省、中小企業庁の6種別、建設省、保安庁、人事院の5種別、海上保安庁の4種別、労働省、法務省、宮内庁、日本国有鉄道の3種別、また外務省、調達庁のように5年以上を経過し、情勢の変化により確実に保存の必要のなくなったものは、廃棄処分にするもの等見られる。

これらの保存期間については、処理済みの翌年の1月1日からこれを起算するのであるが、同じ5種別のうちにあつても、建設省のように、永久保存/30年保存/10年保存/5年保存/1年保存、保安庁のように永久保存/20年保存/10年保存/3年保存/1年保存、また人事院のように永久保存/10年保存/5年保存/3年保存/1年保存 等様々で、一致していないことはいうまでもない。

しかし、これらの文書が保存の必要がなくなつた場合、文書の保存種別の明かでない場合等は、文書を管理する課長と、主管部課長が協議の上で定めることは、概ね規程せられている。

なお、文部省においては、永久保管/15年保管/5年保管/1年保管の4種に区分せられ、総務課長が必要があると認められるものには、主管課長と協議して、その保管年限を変更することができることを規定している。

2. 保存場所

保存場所については、外務省、厚生省、通商産業省、労働省、建設省、中小企業庁、調達庁、保安庁、最高裁判所では、文書庫、宮内庁では図書寮、法務省では記録文庫、海上保安庁、日本国有鉄道では安全な書庫に保存すると規定している。これらの書庫は、厚生省、通商産業省、労働省、保安庁、海上保安庁、最高裁判所においては総務課長、法務省、外務省、建設省、調達庁、日本国有鉄道においては文書課長、中小企業庁においては庶務課長 それぞれ管理している。

概ね処理済の文書は、これらの書庫に保存せられるのであるが、海上保安庁、人事院、日本国有鉄道のように、永久保存の文書のみ、海上保安庁は本庁に、日本国有鉄道は文書課に、人事院は文書班にひきついでその書庫に保存して、他のものは主務課長において保存する処もあり、一様とはいえない。

なお文部省においては、引きつぎの手續を終つた文書はすべて文部省記録庫において保管することになつており、総務課長がこれを管理している。

史料12「資料の寄贈等について」（「昭和三十年度原議書綴」【A1-7】に合綴）

昭和31年1月13日起案

起案者：槐

決裁：昭和31年1月24日

受信者：北海道総務部文書課長ほか45所属長

発信者：史料館長

案

昭和 年 月 日

別記 殿

東京都品川区豊町1丁目1,138番地
文部省史料館長

資料の寄贈等について (依頼)

文部省では、戦時中および戦後の社会的経済的変動のために、主として近世における貴重な古文書記録類が散逸し、学術研究上にも重大なる支障を生ずるようになりましたので、各方面の協力のもとに、昭和22年度以降これらの史料を収集する事業に着手し、昭和24年度には史料館を設けて、その収集、整理、保存に当たってまいりました。

つきましては、当館の運営上の参考に資するため、貴庁における公文書の整理保存の方法に関する規定等の資料がありますれば、御寄贈下さいますようお願いいたします。また当館の事業の一つである近世史料所在調査の参考上、貴庁の保存文書のうち、旧幕藩時代および明治時代に属する文書の数量および内容等につきその概要を御報告下されば幸甚に存じます。なにとぞ右の趣旨おくみ取りの上、御協力賜りたくお願い申し上げます。

<別記宛先は表3を参照>

資料13 「史料館のあり方」についての報告」(「昭和三十年原議書綴」【A1-7】に合綴)

昭和31年3月22日起案

起案者：槐

決裁：昭和31年3月27日

備考

1. 去年7月21日開催の史料館評議会において、「史料館のあり方」の討議により、公文書館(近世史料については従来通り)として発展をはかることとして、この問題を小委員会を設置して検討することを決議したが、史料館評議会小委員会は、この決議にもとずいて、過去2回にわたり、小委員会を開催して、検討した結果、史料館は、従来の性格に国立公文書館としての性格をもあわせもつべきことを再確認し、史料館に収集すべき公文書を、先ず現在中央官庁に保存管理されているものの中、明治・大正時代のもので、主として永久保存として取り扱われているものに重点をおくことにした。

したがって別案のとおり、小委員会委員長より評議会議長あて報告するものである。

2. 右報告に関しては史料館評議会小委員会委員長野村兼太郎氏了承済 槐礼一郎

<報告内容は史料14に同じ>

史料14 「史料館のあり方」についての報告」(昭和三十一年度原議書綴【A1-8】に合綴)

昭和31年6月18日決裁

昭和31年5月30日起案

受信者：文部大臣

受信者：史料館評議会議長

起案者：槐

昭和31年5月26日

文部大臣

清瀬一郎殿

史料館評議会議長

野村兼太郎^印

本評議会は、史料館のありかたについて 検討いたしました結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに報告いたします。

については、これが実現方御高配下さるよう、お願いいたします。

記

- 1 史料館は、従来主として近世史料の収集、保存、および利用の機関であつたが、わが国公文書の保存管理状況にかんがみ、学術的見地ならびに歴史教育上、公文書を一元的に収集保存し、研究者に利用させるための国立公文書館的性格をあわせもつ機関とすることが望ましい。
- 2 史料館に収集すべき公文書は、現在中央の各官庁に保存管理されているもののうち、明治時代および大正時代のものであつて、主として永久保存として取り扱われているものに、さしあたりの重点をおき、逐次その範囲を拡大してゆくことが適当である。

史料15「史料館評議会議事録について」

（〔史料館評議会・専門員会開催関係書類〕【A1-499】に合綴）

昭和32年7月26日起案

起案者：槐

史料館評議会議事録

1. 日時 昭和32年7月25日（木）午後2時
2. 場所 文部省大学学術局長室（本省 3階）
3. 出席者 野村、石井、岩生、羽原、丸山、坂本、森末、古島、荻野、大久保、
藤井 評議員
（本省側）岡野課長、渡辺課長補佐
（史料館側）山口、槐、遠藤事務官、所調査員
4. 議題
 - (1) 報告事項
 - イ、経過報告
槐事務官から、史料の収集、保存、史料の理解普及、史料館の施設等について説明
 - (2) 協議事項
 - <イ、ロ、は省略>
 - ハ、史料館の在り方について
先ず、岡野課長より、史料館が公文書館的性格を併せもつよう、その促進を図ることは、現状ではきわめて困難であることが述べられた。これに対して、主として野村、森末等評議員から活発にその対策が協議され、このため、一

応史料館とは関係なく(野村会長を中心として、関係者の間で)公文書館設置のための準備委員会を設け、委員は野村会長が指名して、可能な限り来年度の学術会議総会に提出するよう書類を作成することに意見の一致をみた。一方財団法人日本民族学協会の所蔵する民族学資料の保存、利用、管理の状況につき課長より説明、上記資料の保存、管理上の見地から、さしあたり史料館に収蔵庫を設けることを全員了承した。

史料16「文書館 経過」(「国立文書館と自然史科学研究センターの設立」【A1-551】に合綴)

<ペン書き 文部省横書き野線紙、一部鉛筆で追加>

経過

34.7.8

学術課(史料館)

1. 昭和30年7月21日の史料館評議会において、史料館のあり方について審議した結果、公文書館の性格をあわせもつ機関として発展をはかることとなった。

その理由は、(1) 史料館は従来主として近世庶民史料を対象として収集したがその内容においては公文書が約半数を占めている。

(2) 従来の史料に公文書を加えることにより、史学の研究に資する上に一層の充実味を加えることができる。

(3) 史料館の目的達成上、強りに中央各官庁における廃棄処分の対象となっている公文書のうちから、学術の見地ならびに歴史教育上価値あるものを調査し、一元的にこれを永久に保存し、利用する方途を構ずることができる。

等による。

なお、同評議会においては、公文書的性格をあわせもつ機関(近世史料については従来通り)として発展をはかる準備のため小委員会を設置することになり、委員長に野村兼太郎氏を選出、委員には委員長指名により、石井良助、渡辺世祐、藤井甚太郎、大久保利謙、坂本太郎、古島敏雄の6氏がなった。同委員会では、2回にわたり中央および地方各官庁の公文書の保存管理の現状を調査した結果、

(1) 中央及び地方各官庁における公文書の保存管理の現状は必ずしも良好でなく、また学術研究のための利用に供されていないので改善を要する。

(2) 各官庁毎に公文書の整理保存の方法が異っているから総合的見地からこれらの方法を改善する必要がある。

(3) 明治時代及び大正時代に属する永久保存として取り扱われているものは、事務上利用度がきわめて少ないので、移管し得る。

等の詰論を得た。

よって昭和31年5月26日の史料館評議会において、上記の小委員会の結論につき委員長から報告、評議会として文部大臣あての報告文を作成した。

2. 32年7月25日史料館評議会において、文部省側より史料館を公文書館の性格をあわせもつ機関として直ちに方向づけることがきわめて困難な情勢にあることを報告し、一方財団法人日本民族学協会の所蔵する民族学資料の保存、利用、管理が不十分であったため、緊急

にこれが対策を構ずる必要があり、かつ、財団当事者及び学界一般の強い要望もあったので、さしあたり史料館においてこれら民族学資料を引き継ぎ、文書資料のほかにあわせもつこととし、史料館の評議会の了解を得、この方向で33年度概算要求（資料収蔵庫新築費3,750万円）を行った。（ただし、認められなかった。）

34年度及び35年度も引続き、民族資料収蔵庫新設のための要求を提出したが認められなかった。

3. ところで、33年5月30日付日本学術会議より「自然科学センター」（仮称）の設立についての要求が政府に提出され、科学技術庁で、とくにこのための専門部会を設け、関係各省庁の意見をも徴して審議した結果、結論を得、文部省で主管することを適当と認め、同年12月1日付科学技術庁長官から文部大臣に対し要望があった。その結論の中で『民族学、考古学の資料センターも緊急設置の必要が認められているので、これらを一環として併せ含めた総合機関を設置すること』も適当である旨の意見が述べられているので文部省としては、この線に添って民族学資料の取扱いについて従前どおり善処したいと考えている。
4. なお、公文書館関係のその後の動きを述べると、昭和33年9月13日日本歴史学協会から、日本学術会議第1部長あて「国立文書館建設の要望書」が提出され同月19日の日本学術会議第1部会で同要望書につき審議した結果、第1部、第2部及び第3部の各部長副部長の共同により、国立文書館設立準備のための臨時委員会をつくることを提案すべきであるとの結論に達した。よって34年4月23日の日本学術会議総会において上記のことにつき提案、承認を得て臨時委員会として第48委員会が設けられることになった。（メンバー別紙3）

なお、この委員会は第1回会議（5月13日）で、委員長に和歌森太郎氏、幹事に近藤康男氏を選出し、第2回会議（6月18日）で委員長から公文書の散逸防止に関する建議（案）（別紙4）が提出され、第3回会議（9月10日）には、総会に提出する公文書散逸防止に関する勧告文を決定し、10月21日の総会に提出した。よって昭和34年11月28日をもって日本学術会議会長から内閣総理大臣あて「公文書散逸防止について」の勧告があった。

また、ユネスコの1961～62年度事業計画において、図書館の発達とならんで、文書館の発達及びその国際的な連絡の促進ということが大きくとりあげられている状態にかんがみ、日本ユネスコ国内委員会でも、文書館設置の必要性ならびに、記録文書保存事業についての研究関心が国立国会図書館等ですすめられることを要望した。（昭和35年2月11日付文連第28号）昭和35年初め、国会図書館では、公文書館制度研究会を設け、今日に及んでいる。

<この段落鉛筆書き>

文書館 <文部省用箋 ペン書き>

経過

33. 9. 13

日本歴史学協会国立文書館（仮称）設立準備特別委員会から日本学術会議第1部長あて「国立文書館建設の要望書」（別紙1）を提出

33. 9. 19 於第1部会

上記の要望書検討、国立文書館の設立には賛成だが、1部、2部及び3部の各部長副部長の共同提案として、国立文書館設立準備のための臨時委員会の設置につき総会に提出することを決定

34. 4. 23 於総会

上記の臨時委員会設置の提案(別紙2)を承認、次回の総会までに結論を出すことを決定、なお、同委員会(48委員会)委員を選出(別紙3)

34. 5. 13 於48委員会

委員長に和歌森太郎氏幹事に近藤康男氏選出。委員長が建議案を作成次回の委員会に提出することを決定。

34. 6. 18 於48委員会

公文書散逸防止に関する決議案(別紙4)を委員長から提出。次回委員会に建議案をまとめることを決定。

34. 9. 10 於48委員会 <この項鉛筆書き>

総会に提出する公文書散逸防止に関する勧告決定、なお総会は10月21日

別紙1 <わら半紙に和文タイプの謄写版刷>

国立文書館建設の要望書

昭和33年9月13日

日本学術会議第1部長 桑原武夫殿

日本歴史学協会国立文書館(仮称)

設立準備特別委員会

委員	豊田 武	安藤 良雄
	石井 孝	石井 良助
	岩生 成一	岡 義武
	大久保 利謙	貝塚 茂樹
	小西 四郎	田山 茂
	遠山 茂樹	仁井田 陞
	野村 兼太郎	林 茂
	福地 重孝	松島 栄一
	山本 達郎	和歌森 太郎

記

[要望]

1. 別紙要望趣意書の通り、国立文書館の設立実現を囃られるよう審議願いたい。
2. 上記要望の実現を促進するため、関係各部会員の総意を以て、特別委員会を設置し、強力にその実現方に御努力をお願いしたい。

[趣意] 国立文書館の建設は、以下の理由により喫緊の要請である。

- (1) 日本近代史研究の充実のために 現代日本の直接の形成過程をあきらかにする日本近代史研究の必要は、ここに改めて説くまでもない。戦前の日本史研究がもっていた欠陥の一つは、明治以後の歴史が歴史学の対象とはならないという、いわれない理由で、この分野の研究にほとんど公的な援助をあたえず、このため研究がいちじるしくたちおくれていたことであつた。文部省維新史料編纂事務局も、その任務を明治四年

をもつてうち切つていたし、官立大学で日本近代史の講座をもつていたところはなかつた。

この結果は、国民が日本近代史についての正しい知識を欠くこととなつた。太平洋戦争の悲劇の原因については多くをあげることができるだろうが、その主な一つはここにあつた。このことが政治、経済、教育、文化の各方面にわたつて大きな影響をあたえ、日本の進路を見誤らせることとなつた。政府の政策に合理性を欠いていたのも、そのよつてきたるところは、日本近代史の発展過程の中で位置づけようとする意識をもたなかつたことにあつた。今次の戦争直後には、明治以後の発展過程を反省することを通して、改革の方向をうち出そうとする努力が払われた。日本近代史研究がようやく本格的に手をつけられはじめたのは、このような国民の要求に支えられてのことであつた。

日本近代史研究は、社会科学、自然科学の正しい発展を期待する上でも、緊要な問題である。たとえば自然科学史の最近の動向はその顕著な例である。戦前には、ともすればそれは自然科学者本来の研究のかたわらの余業であるか、一部特殊な人の趣味的な仕事と考えられがちであつた。しかし戦後にはこれとは異なる動きがあらわれている。近代日本における自然科学および自然科学者のあり方、研究の発展の仕方の特殊性、それを明らかにすることなしには、今後の研究の進路を見出すことはできないという問題意識に出発するものである。いわば自然科学者の本来的な研究の基礎がためとして、自然科学史の知識は必要不可欠なものと考えられるようになってきている。この問題意識にこたえるためには、これまでの科学史研究は質量ともに飛躍的に発展させられなければならない。経済構造と科学技術との関連を明らかにするための日本資本主義発達史研究との提携、日本人の科学的思惟の発展形態を明らかにするための日本近代思想史研究との協力、学校教育発達過程の中での自然科学教育の位置を明らかにする日本近代教育史研究との連絡等々、日本近代史全般の中でとらえることが必要となつている。

(2) 近代史関係史料の散逸状況

近代関係文書は、それ以前の史料とは異なり、極めて多量に存在し、かつ無尽蔵に作り出されつゝある。とはいえ、これらの多量の史料は、同時に自然的に消滅するばかりでなく、かの大正12年の関東大震災において、また今次大戦において、その他、大小の天災人災によつて、重要史料が急速に消滅しつつある。しかもそれは史料保存方途に万全の策を欠いていた故でもある。これら史料は、時代的に現在に近いだけに、歴史的に極めて重要な史料であるに拘らず、保存、保管、整理の統一的考慮が殆んど払われていない。そのため研究上にも多大の不便をうけている。

この間の事情を先づ官庁関係史料から見て見よう。

中央官庁においては、大抵「記録課」或いは「文書課」「調査課」がその官庁の主要史料の保管の中心となつているが、それは事務施行上の利便のためであり、研究閲覧の途は配慮されていない。史料は大別して永久保存20年とか15年とか或いは5年とか3年、短かいものは1年保存と分類されている。従つて極めて僅かな「永年保存」以外は、保存年限が過ぎると機械的に廃棄処分されてしまう。しかもこの分類保存は官

庁事務の必要上からであつて、何等社会科学ないし歴史的史料価値の判断の上から立てられたものではない、また官庁においては、当該官庁に取つて行政上重要な資料文書の編集を行つているところもあるが、それはあくまで、行政上当該官庁業務の必要的見地に立つものであり、学術上の重要性という見地には立つていない編さんである。このため、昭和初頭以前の「永久保存」以外の史料は全く消滅し、或いは消滅に瀕している。

次に地方官庁であるが、こゝにおいても亦中央官庁とほぼ同じ状態であり、しかも中央官庁ほど保管、整理が行きとゞいていないのが一般の例である。中央、地方官庁乃至はこれに準ずる公社等の史料は、また火災、戦災等によつて大きな被害を受けている場合があり、特に地方官庁等においては史料が厄介物扱にされ、木造建物に積重ねられているような事例が少なくない。従つて何時火災等の禍を受けて、史料を全く消失させてしまうかも知れないきわめて危険な状態に置かれている。更にこれらの官庁史料は、官庁の整理、統合、廃止等によつて失われる場合が尠くない。例えば地方制度史等の研究上、重要な史料である「郡」関係史料が、郡制廃止によつて殆んど失われた如きそれであり、この種の事例は極めて多い。今次の町村合併等の改革はその趨勢を増すことであろう。

一般個人の所蔵史料の散逸、消滅も亦著しい。特に研究上重要な意味を持つ戦前の政治家、旧華族家等の史料は、戦前、戦後の混乱によつて失われ、その根本的対策は何等立てられていない。今にして積極的な散逸防止策を立て、蒐集、保管整理に努めなければ、悔を千載に残すものといわなければならない。著名な各家の史料以外にも、歴史研究上重要な意味を持つ個人史料もあり、これらも亦同様の運命にある。

近代史関係史料の中でも「新聞」「雑誌」「書籍」等も重要意味を持つものであるが、明治期のそれは一応蒐集（東大明治新聞雑誌文庫等を中心に）されているが、これも完全ではなく、大正、昭和期のものは、殆んど組織的に蒐集されていない。一部の中央新聞は、縮刷版を発行しているが、それ以外のもの、特に大正期の新聞並びに雑誌類は、現在においてその蒐集が極めて困難なほど、その姿を失つている。しかもその困難性は年毎に倍加されている。書籍、パンフレット類も亦同様である。

以上の諸史料の外、会社関係、軍隊関係や、或は民俗、芸能等の研究諸資料なども、その保存、蒐集は殆んど省みられていない。

こうした情勢によつて、多くの貴重な史料が散逸した海外にも流失した。この趨勢は今後近代史研究が盛んになればなるほど研究に不便を成し、また史料の散逸、或いは独占等に拍車をかける傾向にある。

幸い国会図書館及びその他の公的機関に吸収されて保存の道を講ぜられているのも少くない。しかしこれらの史料は公開の点においては極めて不十分であつて、一日を争う熱心な研究者にとつては浩歎の声を発せしめている。例えば国立国会図書館の憲政資料室は、幕末明治、大正にわたる政治、外交に関する数万点の貴重な根本史料を所蔵して、研究上の宝庫をなしているが、まだ一般に公開するまでの準備は整つていないし、現在の国会図書館法においては、近代史全般の史料にわたる蒐集、保管、整理の途を拓くことはきわめて困難であり、急速に研究の途を開くことはこれまた更に

困難であるというのが、偽らざる現情と察せられる。

さらに、支部図書館は所属官庁関係の出版物を主に所蔵し文書類の系統的な受け入れ整理はされていないし、関係図書を受け入れも受動的であり、主管業務を主とする官庁としては止むを得ないことであろう。

そのため史料の存在は知つても内外の研究者に取つては、現在の施設、機構及び人員では到底満足な研究を果すことは出来ない。

(3) 外国事情と国立文書館設立の必要性

これが現在いわゆる文化国家を立前とする日本の現況であり海外より日本近代史研究のためはるばる来日する諸外国学者からも、その無策に驚かされている。

いうまでもなく、諸外国においては国立文書館は文明国、後進国をとわず何れの国家においても設立されており、イギリス、フランス、オランダ、アメリカの国立文書館等はその模範とするに足るであろう。かつて植民治下にあつた印度にも立派な国立文書館があり、中華民国は台湾にその政権を移すにあつて、清朝時代の文書を台湾大学に移して、近代史研究所を設立している。日本の文書記録は日本国家の責任において保存することが、国民に対する責任であり、自国の文化財は自国の手によつて守ることが、国際文化交流に当つても相然のことといわなければならない。

このような課題を果すためには、次の措置が必要となつて来る。

- (1) あらゆる分野にわたる日本近代史の研究者に、研究の便宜をあたえる史料の調査蒐集の機関を国立で創立すること。
- (2) 内外にわたる研究者相互の間の連絡、協力を容易にする組織の中核をつくること。
- (3) 各方面の研究成果を集中し蓄積し、公開利用の便を供する機関をつくること。
- (4) 各近代史分野の研究者を育成訓練する場をつくること。

の理由により、国立文書館の建設は喫緊の要請である。

[性格と構想]

この国立文書館は、新しい法規を立てることにより、官公庁は或る年限を経た文書記録類を一切そこに収蔵するものとし、これを中心として、とくに近代日本の各方面の動向をうかがうに足る民間の諸文書、新聞、雑誌類をも収めることにする。またやがては各都道府県にも一つの公立文書館を建て、市町村関係文書記録の収蔵にあて、相互の連絡を密にし、近代史研究者のために民主的運営をはかる。

1. 機能

- (A) 国立文書館は、主として近代における官、公、私の文書記録（伝承、無形文化の録音化）を蒐集、整理、保管する。
- (B) 国立文書館は前期の文書記録の状態の調査、及び蒐集資料についての研究調査を行う。
- (C) 国立文書館はひろく内外の近代史研究者に公開利用させる。
- (D) 国立文書館は研究者の研修を行う。研究調査の連絡にあたる。

2. 構造

敷地8000坪のうちに、4000坪の防火耐震建造をし、以下の32部門に分けて書庫をととのえ、各部に対応する。

調査室、目録室、研修室を附設するものとする。

- 1.国政資料部 2.外交資料部 3.財政(税制)資料部 4.地方行政資料部 5.司法資料部 6.立法資料部 7.農業資料部 8.水産資料部 9.林業資料部 10.牧畜業資料部 11.商業資料部 12.貿易資料部 13.鉱業資料部 14.工業資料部
- 15.交通資料部 16.移民資料部 17.社会問題資料部 18.警察資料部 19.軍事資料部 20.宮廷資料部 21.宗教資料部 22.教育資料部 23.思想資料部
- 24.言論(ジャーナリズム)資料部 25.社会科学資料部 26.自然科学資料部
- 27.芸術資料部 28.文学資料部 29.保健体育資料部 30.娯楽資料部 31.伝記資料部 32.民俗資料部

Ⅲ 職員

館長 (大臣級のもの)	1名
副館長	1名
部長 (各専門学者を充てる)	32名
副部長 (　　〃　　)	32名
目録室長 (　　〃　　)	1名
研修室長 (　　〃　　)	1名
調査官 (各部に5名)	160名
司書 (各部に2名)	64名
雇員 (各部に2名)	64名
事務官	25名
運転手	8名
作業員	96名
総計	485名

Ⅳ 新設経費

土地 8000坪	80,000,000円
建物 4000坪	400,000,000円
附帯設備(マイクロ室、映写室費)	<u>20,000,000円</u>
	500,000,000円

Ⅴ 年間経常費

人件費

俸給諸手当高	180,000,000円
職員旅費	<u>5,000,000円</u>
	185,000,000円

物件費

資料蒐集費	10,000,000円
図書購入費	20,000,000円
資料整備費（フィルム目録函）	10,000,000円
薬品、光熱水道料	2,000,000円
一般庁費	<u>40,000,000円</u>
	82,000,000円

年間経費計 207,000,000円

別紙2 <文部省用箋 ペン書き>

提案

案205 総会28

国立文書館設立の要望について

1. 提案者 桑原武夫、海後宗臣、山之内一郎、森清、青木得三、小椋広勝
(委員各部2名 4～7部は1名でもよい) <この部分鉛筆書き>
2. 儀案 国立文書館設立準備のために、日本学術会議に臨時委員会をつくること。
3. 理由 (抄) 東大史料編さん所や文部省史料館などがあるが、これらは明治以前の史料を集めているにすぎない。とくに明治から現代にいたる近代は、日本の発展上もっとも重要な時期であるにかかわらず、この時期の文書は、急速に消滅しつつある。
中央・地方の官庁の資料をはじめ、新聞、雑誌、パンフレット等も今のうちに系統的に蒐集、整理、保管する方策を立てなければ、悔を千載にのこす。
このため国立の文書館をすみやかに設立する責務があるがその内容、提案なりを検討して具体的な案をつくるための委員会をもうけることを要請する。

別紙3 (委員名簿)

<氏名、英名、職名、連絡先(勤務先住所と自宅住所)がリストになっている。氏名と肩書以外は省略 わら半紙に手書きの謄写版刷>

第48委員会

(国立文書館検討)

委員長 和歌森太郎

幹事 近藤康男

- 1部 海後宗臣 東大(教)教授、和歌森太郎 東京教育大(文)教授、2部 会田範治 日大(法)教授、高柳真三 東北大(法)教授、3部 難波田春夫 都立短期商大教授、庄司吉之助 福島大(経)助教授、4部 青野壽郎 東京教育大(理)教授、5部 大野晋 大野晋特許事務所長、辻二郎 理研計器社長、6部 近藤康男 武蔵大学教授、7部 吉田富三 東大(医)教授

(1959年4月23日第28回総会で設置)

別紙4 <わら半紙に手書きの謄写版刷>

公文書散逸防止に関する建議 (案)

48委員会

〔趣旨〕日本には諸外国がいずれももっている国立公文書館がないために、学術資料として重要な官公衙の公文書が、それぞれの行政上必要な保管期限を過ぎたばあい、いちじるしく散逸湮滅を早めている。これは将来の学術発展の上に憂慮にたえない。そこで究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものであるが、その前提として、

- ① 内閣に公文書散逸対策審議会を設置することを要望する。
- ② ①における審議の結果として、国立文書館法(仮称)ともいふべき法律の制定により、現在までの各官公衙の文書、記録類の永年保存がはかれるとともに、諸外国同様に国立公文書館がわが国でも設立されるに至ることを望むものである。

すなわち②の見透しの上に適切な構成をもつ公文書散逸対策審議会の設置が緊要である。

〔理由〕

- (1) ここに公文書と称するのは、官公衙において(市町村役場に至るまで、中央・地方を問わず)において、起案授受された一切の書類、議事録、帳簿類をいい活版印刷されたものは除外する。
- (2) こうした公文書が明治以来どのように処理されて来ているかといえば、学術上の価値とは全く違った観点で、永年保存、20年、10年、5年、1年保存などとそれぞれの官公衙が行政上、審議上の必要度に応じた区分で保管され、その期限をきれたものは出入りの屑業を通じ製紙原料として流出している。しかも明治以来の震災、戦災によつて永年保存のはずだつたものも消滅している。天災によるのみならず、官公衙の統合廃絶などによる人為的な破棄消滅もはなはだしい。近年進捗した市町村合併の結果、整理と称して、廃棄された文書帳簿の点数はおびただしいものがある。これらの文書は、一般学術資料として、また近代日本の発展過程をあとづける史料として、きわめて重要な根本資料であるが、それがすこぶる無造作に処理されている憾みが濃い。
- (3) 幸いに、暫時保存されているものでは、各官庁の「記録課」「文書課」の管理のもと一応の整理分類も行われているけれども、その基準が各庁で区々であるし、ごく一部のところを除いては、一般研究者への公開利用の途が閉ざれている。どの役所にどういう文書記録があるか、中央・地方を問わず、完璧なりリストなりとも作成され公開されないため研究には支障が多く、その能率を妨げている。
- (4) このような状況であるため、諸外国から来日する研究者が、近代日本の実績を調べ研究しようとするばあいにも、恰好な手引を用意することができず、各国とくらべて余りにも粗末な公文書整理の実態、政府のこれにたいする無策を慨嘆させている。諸外国では、文明国、後進国の別を問わずいずれの国にも公文書館が設立されている。イギリス、フランス、オランダ、アメリカ合衆国の国立文書館はその模範とするに足ろう。かつて植民治下にあった印度にも整備した国立文書館があり、中華民国は台湾にその政権を移すにあたり、清朝時代の文書を台湾大学に移し、近代史研究所を設立している。日本の文書記録は一種の文化財としてこれを日本国家の責任において保存することが、国民にたいする義務である。

その責任を果たすためには、

① 「国立文書館法」ともいべき、公文書保管並に公開利用をはかるための法律の制定を急がねばならぬと考える。これが単に中央行政官庁内の文書記録だけに止まるならば、閣議決定だけでも可能だろうが、立法、司法関係のもの、地方自治体の公文書となると法律をもってせねばなるまい。

② ①と相まって、中央・地方に公文書館を国家経営によって設置できるようにせねばならない。既存の内閣文庫、文部省史料館、総理府記録室等以下各官公庁の記録室はすべて国立文書館の分室という扱いにするとともに、各々の保管期限を超えた公文書を一括して蒐集整理するとともに、たとえ少数でもこれを活版印刷に付すとか、マイクロフィルム化して永久保存の道を講じるようになるべきである。こうした国立文書館は内閣直属のものであるべきである。

因みに、国会図書館はあくまで図書館であり、印刷物の蒐集においては、十分な活動可能であるが、版行以前の公文書は全然別の施設機構で整頓活用されねばならない。

外国の例に徴しても、国立文書館は兼ねて研究者に利便を供する性質を帯びるのであり、単に倉庫ではない。そこに当然相当数の研究者、技術者が配置されておる要がある。また研究者のためのサービス機関として十分な設備も具えていなければならない。

すなわちこの国立文書館は、新しい法規を立てることにより、官公庁は或る年限を経た文書記録類を一切そこに収蔵するものとし、これを中心として、とくに近代日本の各方面の動向をうかがうに足る民間の諸文書をも収めることにする。またやがては各都道府県にも一つの公立文書館を建て、市町村関係文書記録の収蔵にあて、相互の連絡を密にし、研究者のために民主的運営をはかる。その機能としては

- (A) 国立文書館は、官、公の文書記録（伝承、無形文化の録音化）を蒐集、整理、版行あるいはマイクロフィルム化して保管する。
- (B) 国立文書館は前記の文書記録の状態の調査、及び蒐集資料についての研究調査を行う。
- (C) 国立文書館はひろく内外の研究者に公開利用させる。
- (D) 国立文書館は研究者の研修を行う。研究調査の連絡にあたる。

というわけである。このような文書館の具体的実現化のために、①の法規とともに種々検討し案を構成する審議会を内閣総理大臣のもとに組織すべきである。それは官公庁の文書記録関係者と学術会議会員とを代表するもので構成すべきであろう。

尚、参考として主として日本歴史学協会のような学会から要望した最低理想案を示すと、その国立文書館（中央）は32の部に分かつた公文書収蔵室を基幹として以下のごとき職員、経費を伴うものとなつている。

<以下、別紙1と同様の内容（Ⅰ職員 Ⅱ新設経費 Ⅲ年間経常費）であるため割愛する。ただし、別紙1では、図書購入費が20,000,000円とあったのが、図書購入費10,000,000円・刊行費10,000,000円とする>

表1 昭和29年2月送付寄贈依頼に対する各省庁からの回答一覧

送付先	宛先	回答	史料番号	現存資料	調査
総理府	大臣官房 総務課長				
宮内庁	長官官房 秘書課長	○	A1-417	図書公文書類借覧規程(明治45年1月1日)・公文書類編纂保管規程(大正7年1月1日)・図書保管出納規程	
〈特別〉調達庁	長官官房 総務課長	○	A1-421	記録文書保存規程 附:記録文書分類表(別表)(昭和26年3月20日)	
行政管理庁	長官官房 秘書課長	△	A1-432		
北海道開発庁	長官官房 庶務課長				
自治庁	長官官房 総務課長	△	A1-432		
保安庁	長官官房 総務課長	○	A1-420	保安隊記録文書保存規程(昭和28年5月26日) 記録文書保管簿・文書貸出簿・記録文書目録カード・記録文書引継目録保安隊記録文書分類表	
経済審議庁	総務部 庶務課長				
法務省	大臣官房 秘書課長	○	A1-428	司法省記録保存出納規程(明治30年7月 明治33年改正)	◎
公安調査庁	総務部 総務課長				
外務省	大臣官房 文書課長	○	A1-430	外務省文書編纂規程(昭和6年5月18日)/外務省文書編纂規程施行細則(昭和6年5月18日)/外務省記録保管・保存及廃棄規程(昭和6年5月18日)/本省並在外公館文書整理手続(昭和27年3月)	◎
(文部省)			A1-418	文部省記録保存管理規程(昭和29年5月20日)	◎
大蔵省	大臣官房 文書課長		A1-419	大蔵省文書管理規程(大蔵省訓令第1号 昭和27年4月1日)、文書の整理・保存について(大蔵省大臣官房文書課 昭和29年10月)、大蔵省文書分類表(大蔵省大臣官房文書課 昭和29年10月)、大蔵省文書保存類別基準表(大蔵省大臣官房文書課 昭和30年4月1日)	◎
国税庁	長官官房 総務課長	△○	A1-427	国税庁文書取扱規程(昭和26年8月27日)	
厚生省	大臣官房 総務課長	○	A1-425	厚生省文書整理保存規程(昭和25年6月1日)/厚生省文書整理保存規程(昭和29年4月12日改正)/厚生省記録文書分類表(昭和25年6月1日)	◎
引揚援護庁	長官官房 総務課長				
農林省	大臣官房 文書課長	△			◎
食糧庁	総務部 総務課長				
水産庁	漁政部 漁政課長				
林野庁	林政部 調査課長				
通商産業省	大臣官房 総務課長	○	A1-433	通商産業省文書関係規程集(昭和28年8月20日)/通商産業省本省文書取扱規程/日本政府在外公館連絡文書取扱規程/通商に関する承認文書等取扱規程/文書関係諸規程の解釈および運用について 参考(決裁形式)/別表 通商産業省本省保存文書区分の基準	◎
特許庁	長官官房 秘書課長				
中小企業庁	長官官房 庶務課長	○	A1-422	中小企業庁文書取扱規程(昭和28年10月13日)	
運輸省	大臣官房 文書課長				
海上保安庁	総務部 政務課長	○	A1-426	海上保安庁文書保存規程(昭和23年5月1日適用)	
海難審判庁	総務部 総務課長				
郵政省	大臣官房 文書課長				
労働省	大臣官房 総務課長	○	A1-429	労働省文書保存規程(昭和25年4月1日)	
建設省	大臣官房 文書課長	○	A1-431	建設省文書保存規程(昭和23年11月10日)	◎
人事院	管理局 管理課長	○	A1-424	文書取扱規程(昭和28年9月1日)/タテ式文書整理の試行Vertical filing systemについて	◎
最高裁判所	事務総局 秘書課長	○	A1-416	文書進達要領(昭和25年11月20日)/下級裁判所司法行政文書取扱要領(昭和27年3月25日)	
会計検査院	官房 総務課長	△			
日本国有鉄道	総裁室 文書課長	○	A1-423	日本国有鉄道本庁文書取扱規程(昭和26年5月8日)/日本国有鉄道文書分類表(昭和25年5月8日)/日本国有鉄道文書保存規程(昭和25年5月8日)	
日本専売公社	総務部 総務課長	△			
日本電信電話公社	総裁室 文書課長				

* 回答：○は寄贈資料とともに返答のあったもの、△は検討中と返答があったもの。

* 調査：◎は表2の「公文書保存に関する調査」に資料があるもの。

表2 公文書保存に関する調査

表2-1 公文書保存に関する調査（大蔵省）【A1-469】

所在地	東京都新宿区四谷本塩町
文書管理課	大臣官房文書課 1人（兼）
保存場所	国税庁ビル 地下約50坪
保存区分（種別）	永久保存／10年保存／5年保存／1年保存（別表参照） ともに部局の文書主任官で保存しているが、部局に直接関係のないもので、永久保存を要する文書は、国税庁ビル地下書庫に送付している。なお永久保存文書数は約1万冊。
保存区分（備考）	1. 保存期間はその事案の処理が終了日の属する年の翌年1月1日から起算する。 2. 文書保存種類基準表により難い事由があるときは、文書課長に協議して特例を定めることができる。
内容	公文書は大手町時代の火事と大震災による焼失と終戦後の混乱期による紛失で相当数失うている。残存しているものには、震災後から今日までの官庁記録が多い。
整理状況	部局ごとに文書保存原簿を備付けている。なお、秘書課には人事裁決文書処理簿あり。
保存状況	国税庁ビル地下倉庫に木製書棚を設けて整理保存している。 部局にある文書は、部局ごとに書棚、ロッカーに保存している。
利用状況	1. 本省の職員以外の者に対する貸し出しは、文書管理官が指定する文書については部局の文書管理官、秘書課長が指定する人事に関する文書については秘書課長の許可をうけなければならない。 2. 貸出期間は、1週間以内。 3. 省内に財政史室があり、現在、昭和財政史を編さん中であるが、文書については、財政史上必要なものは、保存期間の如何にかかわらずその保存に力めている。
その他	明年2月には霞ヶ関に移転、文書庫を新設する予定という。

表2-2 公文書保存に関する調査（外務省）【A1-470】

所在地	東京都港区芝田村町1の2
文書管理課	大臣官房文書課記録掛 14人
保存場所	コンクリート4階建の独立建築（霞ヶ関に所在）
保存区分（種別）	原則として、永久保存。ただし、5年以上を経過し保存の要なきにいたったものは、廃棄することができる。なお、永久保存文書総数 約6万冊
保存区分（備考）	1. 保存期限の算定は、事件終了の翌年より起算する。 2. 記録文書の廃棄は、主管並びに関係課長に協議の上、文書課長これを行う。
内容	幕末から現在まで保存。終戦後今回の戦争に関する文書多少焼却。
整理状況	記録文書目録、記録分類目録、事件記録目録、記録国別目録、条約書目録、国書親書目録、先例目録を備へ付けている。
保存状況	1. ナフタリン等により、文書保存の完璧を期している。 2. 製本、補修等相当円滑に行われている。
利用状況	1. 官庁又は私人より文書の閲覧又は謄写等を願ひ出たときは、文書課長の裁量により次官に経伺の上、その許可を決す。 2. 文書は許可なくして、省外に持出すことはできない。 3. 文書は本省内外交文書室において利用。外交文書編さん事業も相当実績をあげている。
その他	1. 文書庫は霞ヶ関にあるため不便を感じている。

表2-3 公文書保存に関する調査（法務省）【A1-471】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関1の1
文書管理課	大臣官房秘書課
保存区分（種別） （保存場所）	永久保存…事の重要にして、後年の例規徴証に備うべき文書 7年保存…永久保存を要せざるも参考上必要と認める文書 2年保存…一時の処弁を結了した文書 と一応区分し、部局ごとに保存、文書庫をもたない。
保存区分（備考）	文書の完結の日に属する年の翌年から起算
内容	戦時中、殆んど大半を消失、古いものはない
整理状況	部局ごとに文書目録を備付けている。
保存状況	各部局で行っている。
利用状況	各部局で行っている。
その他	現在規程検討中で、これにより、文書庫の設置、史上必要な文書の特別保存等考慮したいとのこと。

表2-4 公文書保存に関する調査 (通商産業省) 【A1-472】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関3の4
文書管理課	大臣官房総務課記録掛 4人
保存場所	文書庫は省内にあって、30坪2室、20坪1室、15坪1室、2坪1室の5ヶ所
保存区分(種別)	永久保存/20年保存/10年保存/5年保存/2年保存 (別表参照) 文書庫保存
保存区分(備考)	1. 文書の完結の日属する年の翌年度から起算する。 2. 保存期間の満了した文書は総務課長が関係局部課長に合議して廃棄する。
内容	最近のものはかなりよく整理保存。古い所では大正7、8年頃であるが、相当数焼失した。
整理状況	保存文書保管簿、秘密文書保管簿を備へつけている。
保存状況	1. 部屋により、スチール製書棚(6段)、木製書棚(9段、6段)等あるが、消毒のための措置は講じていない。 2. 予算不足のため製本材料十分ならず。
利用状況	1. 本省以外のものは、総務課長の許可を得なければ借覧できない。 2. 借覧期間は10日以内。
その他	1. 局課に督促して、保存文書を記録掛に引きつぐよう力めている。 2. 保存文書保存のためには、当局も可能な限り、提供している。

表2-5 公文書保存に関する調査 (建設省) 【A1-473】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関1の2
文書管理課	大臣官房文書課記録掛 4人
保存場所	人事院ビル地下室にあって、約100坪(文書庫)
保存区分(種別)	永久保存/30年保存/10年保存/5年保存/1年保存 (別表参照) 文書庫保存
保存区分(備考)	1. 保存期限は処理済の翌年の1月1日からこれを起算する。 2. 省号のない文書は、主務局長の定める所により、主務局において保管。 3. 保存期間の満了したときは、文書課長は主務局長と協議の上これを廃棄処分にする。
内容	内務省関係で明治20年頃のものもあるが、大部分震災により消失。その後はかなりよく保存されているが、とくに国土局関係の土地収用・発電・水利等の文書は整備されている。
整理状況	保存文書台帳を備へ付けている。
保存状況	1. 天井の低い地下室にあって、スチール製、木製の書棚に文書が整理保存されているが、年間6000個のナフタリンを使用している。 2. 製本材料十分ならず。
利用状況	1. 本省の職員でない者は、文書課長の許可を得なければ借覧できない。 2. 借覧した文書は十日以内に返納。
その他	1. 書庫が文書類の割に狭小なので、文書の保存期限の短縮を考えており、その可能なものを調査している。 2. 文書庫は現在の3倍は必要という。

表2-6 公文書保存に関する調査 (文部省) 【A1-474】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関3の4
文書管理課	大臣官房総務課記録班 8人
保存場所	文部省内にあり。約40坪(文書庫)
保存区分(種別)	永久保管/15年保管/5年保管/1年保管 (別表参照) 文書庫保管
保存区分(備考)	1. 保管年限は当該文書の決裁の日から起算する。 2. 永久保管/15年保管に属する文書のうち、保管期限15年以上/10年以上を経過し、総務課長が必要であると認めるものは、主務課長と協議し、その保管年限を15年/10年に変更することができる。
内容	大半は大震災により焼失、宗教関係書類1部残存。明治18年決裁のもの最も古し。震災後の文書は学徒動員関係をのぞいて残存。
整理状況	記録文書目録備付けている。
保存状況	1. 消毒用薬品用いず。 2. 製本材料かなり豊か。
利用状況	1. 本省職員でないものは、総務課長の許可を得なければ、借覧できない。 2. 借覧文書は10日以内に返納。
その他	書庫の狭小、人員不足をなげている。

文部省史料館における公文書館的機能拡充構想関係文書（大友・筒井）

表2-7 公文書保存に関する調査（厚生省）【A1-475】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関2の1
文書管理課	大臣官房総務課記録係 4人
保存場所	厚生省内にあり。1階1室38坪、2階1室5坪（以上文書庫）
保存区分（種別）	永久保存／10年保存／3年保存（別表参照） 総数約12,000冊中、永久保存3500冊以上 文書庫に保存
保存区分（備考）	1. 保存期間の明らかでない文書は、総務課長が主務局長と協議の上その期間を定める。 2. 保存期間の適当でないとき、総務課長が主務局長と協議の上その期間を変更することができる。 3. 文書の保存期間は、その文書の処理済となった年（又は年度）の翌年（又は翌年度）から起算する。
内容	厚生省設置以来の文書を保存
整理状況	記録原簿、秘密記録原簿を備付けている。
保存状況	1. ナフタリンを使用しているが、予算上十分ではない。 2. 製本材料は十分、表紙の色別により、種別を明らかにしている。
利用状況	1. 本省職員でない者が、記録の借覧を求めたときは、総務課長は必要なものに限り許可する。 2. 秘密記録の場合は、主務局長および総務課長の許可をうけなければならない。 3. 借覧した記録は10日以内に返納しなければならない。

表2-8 公文書保存に関する調査（農林省）【A1-476】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関2の1
文書管理課	大臣官房文書課記録掛 4人
保存場所	農林省ビル地下38坪（文書庫）
保存区分	現在、規程検討中で、文書は一応文書庫に入れている。
内容	戦時中、文書の殆んど大半を焼失。現在、終戦後のものを保存している。なお、文書庫が狭小なため、できるだけ戦前の文書の重要でないものを廃棄している。
整理状況	文書目録を備付けている。
保存状況	地下にあるが、換気装置十分、消毒せず。
利用状況	1. 本省職員でないものは、文書課長の許可を得なければならない。 2. 借覧期間約1週間以内
その他	1. さしあたり、現在の文書庫の2倍は必要。 2. 人手不足のため毎年人員要求。

表2-9 公文書保存に関する調査（人事院）【A1-477】

所在地	東京都千代田区霞ヶ関1の2
文書管理課	管理課文書班 一人 兼
保存場所	文書班の部屋内（永久保存のみ）
保存区分（種別）	永久保存／10年保存／5年保存／3年保存／1年保存（別表参照）永久保存文書・・・文書班で保存、ただし秘密文書その他必要あるものは、文書班長と協議の上、各局課で保存。10年～1年保存・・・各局課で保存
保存区分（備考）	1. 保存期間は、その処理を終った年の翌年1月1日から起算する。ただし会計年度による必要がある文書は、翌年4月1日から起算する。 2. 保存期間の終わったものは、各局課の文書取扱主任が各局課長の承認を得て廃棄する。
内容	最も古いのが、23年度で、現在約2000点程度
整理状況	保存文書登録簿を備へ付けている。
保存状況	1. 文書班の部屋内の10個のファイリングキャビネット（引き出し4段）に保存。 2. 消毒等せず。
利用状況	保存文書は、貸出カードにより貸し出し、その期間は10日以内とする。
その他	現在文書庫の必要を認めず。

*（別紙参照）とある場合、別紙は省略した。

表3 昭和31年1月の資料寄贈依頼に対する都道府県の回答

都道府県	宛先	回答	史料番号	現存資料	調査
北海道	総務部 文書課長				
青森県	総務部 広報文書課長	○	A1-441	青森県文書取扱規程第六章～	
岩手県	総務部 秘書課長	○	A1-443	岩手県庁文書取扱規程(昭和27年2月)	
宮城県	総務部 総務課長	○	A1-445	宮城県完結文書整理保存規程(明治39年 昭和30年1月18日改正)	
秋田県	総務部 文書課長	○	A1-442	秋田県文書取扱規程(第五章抜粋)/古文書目録	
山形県	総務部 文書課長	○	A1-444	山形県処務細則 事務処理第五節文書の編てつ及び保存	
福島県	総務部 文書広報課長	○	A1-446	福島県文書取扱規程(昭和30年8月29日)(福島県報号外)	
茨城県	総務部 文書課長	○	A1-434	茨城県処務規程(昭和30年12月20日)	◎
栃木県	総務部 文書課長	○	A1-435	栃木県庁処務規程(昭和29年9月15日)	
群馬県	総務部 文書課長	□	A1-436	群馬県文書編さん保存規程(昭和26年群馬県訓令甲第4号昭和29年群馬県訓令甲第8号一部改正)	◎
埼玉県	総務部 秘書課長	○	A1-437	埼玉県庁文書処理規程抜粋(昭和29年6月21日)	
千葉県	総務部 総務課長	○	A1-438	文書保存類別規程(昭和25年9月26日千葉県訓令第36号)千葉県庁処務規程(昭和30年11月1日)	◎
東京都	総務局 文書課長	□	A1-439	都政史料館事業概要(昭和31年1月都政史料館)	
神奈川県	知事公室 広報文書課長	□	A1-440	文書編集種別類目(昭和29年1月改正 神奈川県)	◎
新潟県	知事公室 文書広報課長	○	A1-447	新潟県文書編さん保存規程(昭和24年1月1日)	
富山県	総務部 企画広報課長	○	A1-448	富山県文書編集保存規程(昭和29年1月1日)	◎
石川県	総務部 総務課長	○	A1-449	第七章 編さん保存	
福井県	総務部 企画文書課長				
山梨県	総務部 文書課長		A1-450	山梨県庁中処務規程中第五節編さん保存	
長野県	総務部 文書広報課長	○	A1-452	長野県庁中処務細則中関係条項抜粋/文書保存期限の種別について/文書編さん類目保存期限基準(昭和25年10月14日長野県文書課)長野県保存文書引継書・保存文書目録、文書貸出返還簿用紙、文書借覧証	◎
岐阜県	総務部 秘書課長	○	A1-453	岐阜県公文書規程(昭和30年12月15日)	
静岡県	総務部 庶務課長				
愛知県	総務部 文書課長	○	A1-451	愛知県文書編集保存規程(昭和23年1月20日訓令第3号)	
三重県	総務部 庶務課長	○	A1-456	三重県文書整理編さん保存規程(昭和30年1月14日)三重県文書編さん部目(昭和30年6月29日)	
滋賀県	総務部 文書課長	○	A1-454	滋賀県事務処理規程(昭和28年7月30日、昭和29年2月8日一部改正)	
京都府	知事公室 文書課長	○	A1-455	京都府文書編さん保存規程(昭和29年3月1日)	
大阪府	総務部 文書課長	○	A1-457	文書関係諸規程(昭和28年6月25日大阪府総務部文書課)	◎
兵庫県	総務部 文書広報課長				
奈良県	総務部 広報文書課長				
和歌山県	知事公室 文書課長				
鳥取県	総務部 総務課長	○	A1-458	鳥取県文書編さん保存規程(昭和26年10月15日)	
島根県	総務部 広報文書課長				
岡山県	総務部 文書課長				
広島県	総務部 総務課長				
山口県	総務部 文書課長	○	A1-459	山口県文書関係規程集(昭和30年3月1日)	
徳島県	総務部 人事課長	○	A1-460	徳島県文書編集保存規程(昭和23年12月20日)	
香川県	総務部 広報文書課長	○	A1-461	文書編さん保存規程(昭和27年4月23日)	
愛媛県	総務部 総務広報課長				
高知県	総務部 広報文書課長				
福岡県	知事公室 広報文書課長	○	A1-462	福岡県文書規程(昭和29年4月1日)、福岡県史料叢書目録	
佐賀県	総務部 文書広報課長	○	A1-463	佐賀県文書規程(昭和30年11月)	
長崎県	総務部 文書管理課長	○	A1-464	長崎県文書編さん保存規程(昭和29年4月30日)	
熊本県	知事公室 文書課長	○	A1-465	熊本県文書規程(昭和25年11月10日)	◎
大分県	知事公室 企画調査課長	○	A1-466	大分県文書編さん保存規程(昭和28年6月5日)	
宮崎県	総務部 総務課長	○	A1-467	宮崎県処務規程(昭和29年3月)古文書目録一覧表	
鹿児島県	総務部 広報文書課長	○	A1-468	鹿児島県文書処理規程第五章文書の編集および保存	

*回答の□は資料のみ現存。調査の◎は「公文書保存調査」【A1-489】に資料あり。

文部省史料館における公文書館の機能拡充構想関係文書（大友・筒井）

表4 都道府県文書保存期限種別並びに旧幕藩・明治時代に属する文書の数量および内容一覧

都道府県	地方庁における公文書の保存期間	地方庁における旧幕藩時代および明治時代に属する文書の数量および内容
青森県	永久/10年/5年/1年	昭和20年の戦災及び昭和21年の庁舎全焼により焼失
岩手県	永久/20年/10年/5年/1年	旧藩時代に属する文書数96冊、山林・土地関係 明治時代に属する文書数9,149冊 例規・官報・土木・戸籍・勸業・兵事等。
宮城県	永久〈永年〉/10年/5年/1年	旧藩時代及明治時代に属する文書数約4,000冊 例規・皇室・戸籍・土地・学事・社寺・伊達家御林領記録等
秋田県	永久/10年/5年/1年	簿冊226点(寛文-明治) 書状920点(寛文-明治) 古絵図603点(享保-明治)
山形県	永久/10年/5年/1年	明治時代に属する文書82冊 県報・社寺関係が主
福島県	永久/20年/10年/3年/1年	明治時代に属する文書約300冊
茨城県	〈永年/10年/5年/3年/1年〉	〈なし〉
栃木県	永久/10年/5年/2年	なし
群馬県	永年/10年/5年〈3年〉/6月	旧藩時代に属する文書多少あったが、現在議会図書館へ保管 明治時代に属する文書約300冊 例規・人事・地籍等
埼玉県	永久/11年/6年/2年	明治時代に属する文書3,617冊 例規・人事・土木・社寺・戸籍・土地・商工・秩父暴動等
千葉県	永久/10年/5年/1年	法令全集(慶応3-昭和3) 県治関係法規集(明治9-現在) 史料としては、徳川將軍から寺院に交付した寺領御朱印状等33通保管
東京都	永久/15年/10年/5年/1年	史料としては、江戸町奉行から引継がれた旧府文庫、明治初年の記録等加えて約7,000冊。公文書としては、永久保存文書約25,000冊(以上都政史料館)
神奈川県	永年/10年/5年/1年	明治時代に属する文書約300冊 例規・官報・公報・人事・土木・戸籍・土地等
新潟県	永年/20年/10年/5年/1年	明治時代に属する文書2,028冊 例規・官制・人事・自治・教育・財政・統計・山林・土木等
富山県	永久/10年/3年	戦災によりなし
石川県	〈永年/5年/1年〉	〈旧藩時代寺院関係10冊、明治時代に属する文書303冊〉
山梨県	永久/10年/5年/1年	県行政資料(主として明治5-明治末)1,772冊、官報(明治16-現在)351冊、県報(明治21-現在)76冊等 なお、県行政上関係のないものは県図書館に保管転換
長野県	永年/10年/5年/2年	旧藩時代に属する文書約300冊をはじめ、明治時代に属する文書をも保存 例規・官報・県報・人事・戸籍・土地・土木等
岐阜県	永久/10年/5年/1年	古文書5,101冊 社寺・土地・山林・租税・土木等
愛知県	永年/10年/5年/1年	戦時中及び終戦時に焼却
三重県	永久/10年/5年/2年	明治時代に属する文書約5,000冊 官報・社寺・統計・伊勢暴動等
滋賀県	〈永年/10年/5年/3年/1年〉	〈古文書1,044冊、近江絵図381冊、明治時代に属する文書・官報・公報・図書など計11,436冊〉
京都府	永年/10年/5年/1年	中井家文書・民政資料等約5,000冊
大阪府	永久/20年/10年/5年/3年/1年	戦災によりなし
鳥取県	永久/10年/5年/1年	明治時代に属する文書247冊 例規・県会・勸業・学事等
山口県	永年/10年/5年/1年	旧幕藩時代及び明治時代に属する文書は県立図書館へ移管
徳島県	永久/10年/5年/1年	〈旧藩時代寺及び明治時代に属する文書なし〉
香川県	永年/20年/10年/5年/3年/1年	戦災により旧幕藩時代古文書焼失
福岡県	永久/10年/5年/2年	
佐賀県	永久/10年/5年/1年	明治時代に属する文書約3,000冊 例規・戸籍・租税・財政・土木・社寺・兵事等
長崎県	永年/20年/10年/5年/3年/1年	昭和25年の火災により大部分焼失。なお県立図書館には旧幕藩時代の司法関係明治時代の司法、行政関係文書あり
熊本県	永久/30年/10年/3年/1年	一部は戦時中疎開したため戦災をまぬかれ、現在県立図書館で保管 その他数量検地帳類5,227冊 絵図646折
大分県	永年/20年/10年/5年/3年	文書数判明せず 例規・公報等
宮崎県	永年/30年/10年/5年/1年	明治時代に属する文書2,150冊 例規・人事・社寺・教育等
鹿児島県	永久/10年/5年/1年	終戦前の保存文書はすべて焼失

*記載のない道県は省略した。〈 〉内は現存資料(表3参照)から補充分である。